

平成24年第4回当別町議会定例会 第1日

平成24年12月11日（火曜日） 午前10時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 学園都市線電化促進特別委員会報告
- 第 5 議員提案第1号 当別町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について
- 第 6 議員提案第2号 当別町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について
- 第 7 議員提案第3号 当別町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の提出について
- 第 8 議員提案第4号 メタンハイドレートの実用化を求める意見書
- 第 9 議員提案第5号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書
- 第10 議員提案第6号 中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書
- 第11 議員提案第7号 我が国の領土・主権の護持等に関する意見書
- 第12 請願・陳情審査付託の件
- 第13 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度当別町一般会計補正予算（第3号））

散 会

午前10時00分開議

出席議員（16名）

1番	山田明君	2番	古谷陽一君
3番	宮司正毅君	4番	渋谷俊和君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
9番	神林俊一君	10番	岡野喜代治君
11番	市川正君	13番	島田裕司君
14番	竹田和雄君	15番	柏樹正君
16番	後藤正洋君	17番	高谷茂君

欠席議員（1名）

12番 桐井信征君

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
財政課長	江口昇君
企画部長	増輪肇君
美しいまちづくり課長	熊谷康弘君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	中出徳昭君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	三上晶君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
代表監査委員	米口稔君
教育委員長	白井応隆君
教育長	山内秀治君
教育部長	小山久夫君

管 理 課 長 山 田 敏 行 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	五十嵐 一 夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
主 事	浦 島 卓 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員16名、定足数に達しておりますので、平成24年第4回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程でございますが、さきにお配りした日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

6番 石川 和 栄 君

7番 白 杵 英 男 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(高谷 茂君) 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成24年12月11日から12月14日までの4日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、12月11日から12月14日までの4日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(高谷 茂君) 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。

10月23日から26日までの4日間、平成24年度北海道町村議会議長会役員府県行政視察に参加し、香川県豊島、宇多津町、愛媛県久万高原町を視察いたしました。

11月14日に東京都NHKホールで開催された第56回町村議会議長会全国大会に出席いたしました。東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議、真の分権型社会の実現に関する特別決議などを決議し、政府、国会などに要請することになりましたので、ご報告をいたします。

なお、復命書につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

以上、報告を終わります。



◎学園都市線電化促進特別委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、学園都市線電化促進特別委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

委員長。

○学園都市線電化促進特別委員会委員長（石川和栄君） 皆さん、おはようございます。学園都市線電化促進特別委員会の報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

本特別委員会は平成21年6月8日の設置以来、3年6カ月にわたり学園都市線の電化実現のため精力的に活動を続けてきた。この間、17回の委員会を開催するとともに、札幌市議会及び北海道議会に対し電化に伴う事業費の自治体負担について側面的な協力要請、JR北海道に対し4回の要望活動を行ってきた結果を踏まえ以下のとおり報告する。

北海道旅客鉄道株式会社は、平成21年度に学園都市線の桑園～あいの里公園間の電化に着手したが北海道医療大学までは、電化検討区間として着手時期が明示されなかった。このため、学園都市線電化の早期実現を目指し、平成21年6月定例会において本特別委員会は設置された。その後、当別町の事業費負担1億1,000万円が決定し、あいの里公園～北海道医療大学間の電化着工が決定した。

電化工事はスケジュールどおりに進められ、平成24年5月15日に新型電車の試乗会、同年6月1日に一部電化開業となり、石狩当別駅と石狩太美駅において、盛大に記念イベントが開催され多くの町民が電化開業を祝った。同年10月27日に全面電化開業となり札幌圏一体となったダイヤ改正が行われ、学園都市線の利便性は大きく向上した。

10本の列車が増発され、現在は1日に110本の運行本数となっている。また17本の運転区間延長により、今まであいの里公園どまりだった列車が石狩当別、北海道医療大学まで延長された。さらに、新千歳空港までの快速エアポートとの直通列車の新設、石狩当別までの最終列車が30分繰り下がるなど、委員会が続けてきた要望の多くが実現されることとなった。

このように、あいの里公園～北海道医療大学間の電化という委員会設置の目的が達成され、当別町民にとっての交通利便性の向上が数多く実現したことから、付議された事件の審査を終結し委員会を終了することとする。なお、今後においても、当別町と当別町議会の連携のもと当別町民の交通利便性のさらなる向上に資する活動を継続していただくことをお願いしたい。

最後に、これまで委員会の運営にご協力いただいた議員各位に心から感謝申し上げ、本特別委員会の報告とする。

平成24年12月11日、当別町議会議長、高谷茂様。

学園都市線電化促進特別委員会委員長、石川和栄。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

島田君。

○議会運営委員会委員長（島田裕司君） 議員提案第1号 当別町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について。

当別町議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成24年12月11日提出。

提出者、当別町議会議員、島田裕司。賛成者、岡野喜代治、同じく柏樹正、同じく神林俊一、同じく白杵英男、同じく稲村勝俊、同じく桐井信征。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、当別町議会会議規則の一部を改正するものであります。

記。1、当別町議会会議規則の一部を改正する規則。

これにつきましては、別紙をご高覧いただきたいと思います。中身的には、公聴会並びに参考人の章をつけ加える内容となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

- 議長（高谷 茂君） 日程第6、議員提案第2号を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。
島田君。
- 議会運営委員会委員長（島田裕司君） 議員提案第2号、当別町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出についてであります。
当別町議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。
平成24年12月11日提出。
提出者、当別町議会議員、島田裕司。賛成者、同じく岡野喜代治、同じく柏樹正、同じく神林俊一、同じく臼杵英男、同じく稲村勝俊、同じく桐井信征。
当別町議会議長、高谷茂様。
提案理由。
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、当別町議会委員会条例の一部を改正するものであります。
記。1、当別町議会委員会条例の一部を改正する条例。
これにつきましては、別紙をご高覧いただきたいと思います。これにつきましても地方自治法の改正に伴いまして、必要な部分を条例を加えようとするものでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。
- 議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第

2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、議員提案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

島田君。

○議会運営委員会委員長（島田裕司君） 議員提案第3号、当別町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の提出でございます。

当別町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成24年12月11日提出。

提出者、当別町議会議員、島田裕司。賛成者、同じく岡野喜代治、同じく柏樹正、同じく神林俊一、同じく白杵英男、同じく稲村勝俊、同じく桐井信征。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、当別町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正するものであります。

記。1、当別町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

この条例につきましては、別紙をご高覧いただきたいと思います。なお、議員提案第1号から第3号につきましては、いずれにいたしましても地方自治法の改正に伴うものでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議員提案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第8、議員提案第4号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

石川君。

○6番（石川和栄君） 議員提案第4号 メタンハイドレートの実用化を求める意見書。

メタンハイドレートの実用化を求める意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成24年12月11日。

提出者、当別町議会議員、石川和栄。賛成者、同じく島田裕司、同じく岡野喜代治、同じく神林俊一、同じく桐井信征、同じく白杵英男、同じく稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

2011年3月に発生した東京電力福島第一原発事故により、現在、日本では原子力に依存しない新しい国づくりへの取り組みが求められている。

そうした中、国内の天然ガス使用量の100年分にも相当するメタンハイドレートが存在するとの試算もあり、新たなエネルギー資源として注目されている。

エネルギー多消費国でありながら、その多くを輸入に頼っている日本にとって、国内で資源を開発し、供給源を求めていくことは、将来のエネルギー安全保障を確立する上で避けられない国家の重要課題であり、原発依存を段階的に縮小していくためにも、メタンハイドレートは貴重な国内資源として一日も早い実現化が求められる。

よって政府においては、メタンハイドレートの実用化を本格的に進める上で必要となる大幅な予算措置や、実用化を強力に推進するよう要望する。

なお、意見書案についてはお手元に配付のとおりですので、ご高覧お願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議員提案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第9、議員提案第5号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

石川君。

○6番（石川和栄君） 議員提案第5号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書。

次代を担う若者世代支援策を求める意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成24年12月11日提出。

提出者、当別町議会議員、石川和栄。賛成者、同じく竹田和雄、同じく島田裕司、同じく神林俊一、同じく小早川孝男、同じく白杵英男、同じく宮司正毅、同じく古谷陽一、同じく桐井信征。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

国内において完全失業率を年齢階級別に見ると2011年では15歳から24歳が8.2%と最も高く、若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いている。

若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化によるさらなる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念される。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題である。

非正規雇用の拡大で若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、非正規でも一定の生活ができるよう正規・非正規の処遇各差の解消を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務である。

よって政府においては、これらの課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、国家戦略として幅広い「若者世代支援策」を実施することを要望する。

なお、意見書案についてはお手元に配付のとおりです。ご高覧よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第10、議員提案第6号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

島田君。

○13番（島田裕司君） 議員提案第6号 中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書。

中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成24年12月11日提出。

提出者、当別町議会議員、島田裕司。賛成者、同じく岡野喜代治、同じく柏樹正、同じく神林俊一、同じく白杵英男、同じく稲村勝俊、同じく桐井信征。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

リーマンショック以降、業績悪化に見舞われ、資金調達が困難な中小企業者対策として、金融機関が中小企業者の債務弁済に係る負担軽減措置を行うよう努める「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、2度の延長の後、平成25年3月末をもって期限が切れることになっており、中小企業者の中には、金融機関から思うような融資が受けられず経営そのものが困難となるなど、地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、厳しい経営状況にある地域の中小企業者の資金繰りを支援するため、中小企業金融円滑化法の一定期間延長または失効した場合の経営の維持・安定を図るための十分な支援対策を講ずるよう強く求める。

記。1、中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書につきましては、別紙をご高覧していただきたいと思えます。皆様のご同意よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議員提案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第11、議員提案第7号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

岡野君。

○10番（岡野喜代治君） 議員提案第7号 我が国の領土・主権の護持等に関する意見書。

我が国の領土・主権の護持等に関する意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成24年12月11日提出。

提出者、当別町議会議員、岡野喜代治。賛成者、当別町議会議員、竹田和雄、同じく後藤正洋、同じく島田裕司、同じく市川正、同じく神林俊一、同じく桐井信征、同じく小早川孝男、同じく白杵英男、同じく稲村勝俊、同じく宮司正毅、同じく古谷陽一、同じく山田明。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

一昨年、尖閣諸島沖中国漁船衝突事件やメドベージェフ・ロシア大統領（当時）の北方領土不法上陸を初め、本年において李韓国大統領の竹島不法上陸や香港民間活動家らによる尖閣諸島への不法上陸など、我が国の国家主権である領土・主権を揺るがす問題が相次いで発生している。

こうした一連の我が国の領土・主権を脅かす行為は極めて遺憾であり、北方領土を行政区画とする本道としては、今後の北方領土返還に関し、大きな不安を抱かざるを得ない状態にあることを看過することはできない。

よって、国においては、我が国の領土・主権の護持及び在留法人・企業の安全確保などに関し、速やかに万全の措置を講ずるよう強く求める。

記。1、我が国の領土・主権の護持等に関する意見書につきましては、別紙掲載しておりますので、ご高覧をよろしくお願いいたします。

以上、十分ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。提案とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 今提案されました議員提案の本意見書決議案に対する反対討論を行います。

私は、9月議会で尖閣諸島に関する決議案での反対討論でも述べたとおり、尖閣諸島について日本の領有は歴史的にも国際法上も正当であるという見解を皆さんと同じように持っております。一方で、日中両国の間に尖閣諸島に関する紛争問題が存在することは否定できない事実なのに日本政府は領土問題は存在しないとして、あらゆる外交交渉を回避する態度をとってきました。日本側が領有の正当性を理を尽くし主張する努力を避け続けてきたことに大きな問題があって、このことが問題解決の道をみずから閉ざす結果となっております。9月の決議案もそもそも領土問題は存在しないという態度、表現になっていたことを指摘をしました。今回は、その記述はされておられません。中国の理不尽な上陸の繰り返し、不当な攻撃に十分な反撃をしないのは法整備が不備であるからという論法は自衛隊法など法整備をして南西諸島防衛を強化する必要があるという旨の決議案、この間に出された9月のときのそういう記述にあるように物理的な対応や軍事的対応の強化を求めるもので、私はその決議案には賛成できませんでした。今回提出された本決議案は、竹島不法上陸などの問題も含めての決議案となっております。

竹島の日本の領有権の主張には、歴史的にも国際法的にも明確な根拠があります。一方で、日本が竹島を編入した時期と日本が韓国を植民地にしていった時期とが重なっている問題があって、韓国は事実上、そのころ外交権を奪われていたということであり、日本による植民地支配の歴史を無視したままの形では、韓国と議論ができないということになります。尖閣諸島問題と竹島問題は一程度性格が異なり、解決の方法も異なりますが、緊張を激化させるような行動は双方が慎まないと問題の解決にはなりません。自民党は、今憲法改正、国防軍保持というものを公約に掲げております。維新の会の石原慎太郎代表も日本の核兵器保有論を持ち出すなど、極めて危険な動きが今あります。自衛隊配備を可能にすること自体が抑止力になるというような主張は、軍事的行動に明らかに緊張を高めるものとなって、解決を遠ざけるどころか、戦争に発展しかねないと懸念が広がっております。本決議案が外交努力を行うとしながらも9月の決議案と同様に毅然とした対応を求めて自衛隊法や憲法改正を念頭に置いた法整備、体制強化と専ら物理的な対応を強化することに主眼を置いたものになっていると考えられます。したがって、両国間の感情的な対立、緊張をエスカレートさせるようなことを自制し、歴史的事実と国際法上の道理にのっとして冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図るという決議案のように私は中国、韓国などにも強く自制を求めながら、当議会からも平和的解決を求める記述の決議をするべきだと思ふ立場から、本決議案に反対する意見といたします。

○議長（高谷 茂君） 次に、賛成者の発言を許します。

後藤君。

○16番（後藤正洋君） ただいま提案されました我が国の領土・主権の護持等に関する意見書に対しまして、賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

提案理由にもありましたように尖閣諸島沖の中国漁船による衝突事件、ロシア大統領の北方領土への不法上陸を初め、韓国大統領の竹島不法上陸、香港の民間活動家による尖閣諸島への不法上陸など、我が国の国家主権である領土、主権を揺るがす問題が相次いで発生しております。これらの領土は、今柏樹さんもお指摘されましたように日本の領土であることは歴史的にも明白であります。残念ながら北方領土と竹島は実効支配され続けています。こうした実効支配や我が国の領土、主権を脅かす行為は極めて遺憾であり、北方領土の一日も早い返還を願う私たちにとりましては大きな不安を抱かざるを得ないと感じております。特に尖閣諸島におきましては、8月に不法上陸後、9月の25日には台湾の漁船がおよそ40艘と台湾の海保に当たります海岸巡防署の巡視船約10艘が尖閣諸島の魚釣島周辺の我が国の領海を侵犯した問題で、台湾の巡防署は帰国後、今回の任務は成功だった、目的は達せられたと会見したと報道されています。今回の漁船団出港に際して燃料費1,300万円程度が中国大陸との取引が多い企業から出資されていたこともわかっているというふうにも言われていますし、台湾内部の大陸派が官民一体となって揺さぶりをかけてきたことがうかがえると思います。特に禁漁期間が解かれた尖閣諸島に向かったとされる1,000艘の大陸の漁船が周辺海域にあらわれずに台湾漁船が巡防署の巡視船に護衛されながら堂々と領海侵犯したことは、東日本大震災で見られた日台の友好ムードに水を差し、また米国の動きを封じようとする大陸側の思惑が背後にあるのではないかと考えられます。このときの領海侵犯では、台湾漁船の足をとめようと放水した海上保安庁の巡視船に台湾の巡視船艇がこれを妨害する目的で放水するという事態が生じました。公船の警備行動を他国の公船が邪魔をするという国際海洋法上問題となる出来事が生じたわけで、海保、海事など関係当局にとってはかかる事態にどう対応するのか、新たな戦術が必要となっていると思います。また、中国当局は台湾船に対して中国の監視船は台湾の船も守ると発言しており、これまた新たな局面へと立ち至りました。政府は、尖閣諸島問題について何も手を打たないことをもって平穏かつ安定的な維持管理としていますが、平穏かつ安定的な維持管理とするためにはこれまで以上の実効支配や海洋管理に向けた法整備、体制整備が必要なことを認め、それに対応すべきと思います。

8月の29日、参議院本会議で海上保安庁法及び領海等外国船舶航行法の改正案が採択され、全会一致で可決されました。この法改正により、巡視船艇が違法船舶に立入検査なく退去命令を発することや警察官がいない離島での海上保安官の警察執行権が認められ、尖閣諸島周辺などの領海警備活動は格段に強化されましたが、灯台や避難港整備等の尖閣諸島の実効支配の強化あるいは抑止力を高めるために自衛隊に領海警護任務を付与する法改正がまだ整備されていない状況が続いています。中国政府は尖閣諸島を国有化した際、周辺海域に国家海洋局の監視船を侵入させて威嚇行動を行い、加えて反日デモへの理解を示したばかりではなく、その結果、日本大使館等への投石や日系企業に対する破壊、略奪行為が繰り返され、多くの在留邦人の生命と安全が脅かされる深刻な事態となりました。いかなる理由があっても暴力や破壊は許されるものではなく、破壊行為を正当化するの

法治の否定であることを中国政府は知るべきであると思います。中国政府は圧力外交を自制し、損害の賠償や法人や日系企業の安全確保を徹底させ、我が国の領土、主権を脅かす行為を直ちにやめるべきだと思います。北方領土、竹島、尖閣諸島と我が国の国家主権である領土、主権を揺るがす問題に対して国際社会に広くその正当性を示し、外交努力を重ね、国において速やかに万全の措置を講ずるよう求めて賛成討論といたします。どうぞ議員皆様の賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で賛成討論といたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案について採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、議員提案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案4号から7号について、意見書案及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（高谷 茂君） 日程第12、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

請願・陳情文書表第1番の陳情書については、会議規則第92条の規定により総務文教厚生常任委員会に審査終了まで付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、陳情書については議会閉会中も審査するものとし、その費用は議会費をもって充当いたします。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第13、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第1号 専決処分の承認を求める

ことにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成24年度当別町一般会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年11月16日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに1,236万5,000円を増額し、その総額を77億4,690万6,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、衆議院議員総選挙費1,236万5,000円を増額し、その財源といたしましては道支出金1,236万5,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は休会とし、12月13日に会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時47分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成25年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第4回当別町議会定例会 第2日

平成24年12月13日(木曜日) 午前10時00分開議

議事日程(第2号)

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

散会

午前10時00分開議

出席議員（16名）

1番	山田明君	2番	古谷陽一君
3番	宮司正毅君	4番	渋谷俊和君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
9番	神林俊一君	10番	岡野喜代治君
11番	市川正君	13番	島田裕司君
14番	竹田和雄君	15番	柏樹正君
16番	後藤正洋君	17番	高谷茂君

欠席議員（1名）

12番 桐井信征君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
財政課長	江口昇君
企画部長	増輪肇君
美しいまちづくり課長	熊谷康弘君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	中出徳昭君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	三上晶君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
代表監査委員	米口稔君
教育委員長	白井応隆君
教育長	山内秀治君
教育部長	小山久夫君

管 理 課 長 山 田 敏 行 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	五十嵐 一 夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
主 事	浦 島 卓 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○副議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しております。本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○副議長（後藤正洋君） 議事日程でございますが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○副議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

6番 石川和栄君

7番 白杵英男君

を指名いたします。



◎一般質問

○副議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、宮司君の質問であります。

宮司君。

○3番（宮司正毅君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

私は、昨年9月の定例議会以降、3度にわたり当別町の活性化への一般質問を行ってまいりました。私が行った今までの質問は全て提言型の質問でありましたが、その提案事案の全てではありませんけれども、基本的考え方としてその大半の事案に関し、前向きに検討したい旨の町長答弁をいただいたと私は理解しております。私が終始申し上げた付託点、いわゆる提言申し上げてきましたのは何よりも町の収入源をふやす施策と雇用を増大させる施策であります。これを大きく分類しますと、次の3点に絞られます。第1に、町に人を呼び込む施策、これは居住者をふやすのも含まれております。第2に、町内の起業、いわゆる業を起こすことです。これをベースとした産業の育成と町外からの企業誘致によ

る産業の活性化、そして3番目にこの町をエネルギーの供給基地にすることを目指すというものでございます。こういった各種案件の進捗度を町長よりご答弁いただきたくお願いを申し上げます。

進捗度をお聞きする前に、私が考える可能性の高い案件あるいは今すぐに検討を始めてほしい優先案件に関して説明をさせていただきます。まず、第1の町に人を呼び込む施策ですが、これは大きく分けると訪問者をふやす施策と居住者をふやす施策であります。この町では、訪問者をふやす施策としてお祭りの規模を拡大する、すなわち当別でしか見られない祭りを組み立て、町挙げての祭りとする。そして、町外から人を呼び込めるまちづくりが早道ではないかと思っております。本町では、年間50以上のお祭りが行われていると聞きますが、どれもこれも小規模で地域色が強く、どちらかという町内の参加者が主体となっています。これらも町民の士気を高めるという点でももちろん否定するものではありませんが、私の言う祭りとは道内あるいは本州から10万単位の人を呼べる祭りのイメージであります。例えば私どもの姉妹都市であります宇和島市では、牛鬼まつりというのがあります。毎年20万、30万人の訪問客がこの祭りのために訪れるそうです。要は宇和島市挙げてのお祭りになっております。この町では、夏至祭というのをこのような祭りに仕立て上げることが可能ではないかなと考えております。夏至祭は、日本ではほかに類のない祭りですので、やり方次第では多くの人、特に若者を集められると思います。北欧で行われている本場の夏至祭の真のあり方をよく学んで、そしてスウェーデンヒルズという地域の祭りから脱却し、当別町の町挙げての祭りに仕立て上げれば、全道あるいは本州から多くの訪問客が呼び込めると私は確信をしております。

先般、政務調査で大分県の豊後高田市を訪問しましたけれども、昭和のまちと名づけた昭和時代の景観をした商店街をつくって昭和の思い出、例えば駄菓子だとか絵本とか昭和のときのミニチュアとかを集めた博物館、美術館をつくって、そしてそこを訪れた人に昭和の時代を思い出させる企画をしておりました。何と訪問客の数は年間40万人だそうです。また、三重県伊賀市では誰もが知っている昔の忍者の寂れた村だったわけですが、この地域では地産地消をベースとしたレストラン、ホテル街をつくって年間数十万人の訪問客あるいは泊まり客を呼んでおります。どちらもほかの地域にはないこのまち特有のイベントづくりで訪問客を呼び込んでおります。訪問客がふえれば、この町にお金が落ち、ホテルも商店もレストランも潤い、結果税収がふえます。人を呼び込む方法は、もちろん祭りだけではなく、要は当別の名をブランド化して人を引きつけるのです。この町でその可能性があるのは、夏至祭がその一つだと私は考えます。

訪問者をふやしてこの町の収入源についてさらに言えば、以前にも申し上げましたが、特に太美地区の住民はスーパーが近くにないので、買い物はあいの里方面に出かけるケースが多く、小児科、産婦人科の病院もないので、若い夫婦は札幌に足を伸ばすこととなります。買い物や病院に仮に1世帯が年間100万円を費やしたとすれば、2,500世帯あれば本来なら当別町に落ちるべき25億円の金が札幌に逃げている勘定となります。例えば国道33

7号の周辺にショッピングモールや、あるいはこの町の産品を売り出す道の駅なんかを併設すれば、札幌の北部はもちろん石狩、江別からの買い物客が期待できます。この町は札幌市の中心から電車でも車でも30分のところに立地しているわけですから、顧客として札幌圏の住民がターゲットになり得るのだということ、もちろんおいしい質の高い農産物がたくさんあって恵まれていること、こういったことが実は札幌市民にすら知られていないということをお前は最近知らされました。さらに言えば、この337を通行する車は約2万台と聞いておりますが、これの休憩所にもなります。太美住民の25億円のお金に加えて、数十億円のお金を落としてくれる計算というものが成り立ちます。今国政が行われますが、消費税は地方税にすべきと公言している中央政党もありますので、将来そうなることをお前は個人的に期待していますけれども、そうなる前に対応しておかないと、なった後では競争がますます激しくなると思います。

それから、居住者をふやす施策として考えられるものがお前は教育と福祉の充実だと思えます。例えば当別町に移ったら子どもの学力が上がる、あるいは福祉がとても充実していて、特に障がいを持つ子どもたちが健全者並みの生活ができる、こういった近隣市町村と差別化する環境を整えることでございます。福祉につきましては、次の私の少子化対策戦略プランのところで詳しく触れますが、ここではちょっと教育について触れたいと思えます。実は大分県の豊後高田市、先ほど申し上げましたが、その政務調査で訪問した実の主目的はこのまちの教育現場を見に行くことであります。このまちは、昭和のまちということで、これを再現することで訪問者を集める一方、教育のまちとしても全国的に注目を今浴びております。市の公益事業として、21世紀塾と称する補習校を平成14年に開塾しました。当時、学校週5日制の実施に伴い行政、いわゆる教育委員会の責任として何かできないかという視点で、休日となった土曜日の子どもの居場所づくりを目的として開始されたものだそうです。この21世紀塾では、土曜日の寺子屋講座というのを設けておりますし、最近では学校終了後の水曜日講座、あるいはさらにこの一、二年テレビ寺子屋講座というのを設けてこういった補習校を設けております。また、わくわく体験活動とかのびのび放課後活動と称して少年野球、少女バレー、宿泊体験スクール等の遊びと勉強の両方に取り組んでいるようです。この結果、このまちは大分県で学力が10年前はぶりから2番目だったのが塾開始後5年でトップに躍り出て、以来そのトップの座を守り続けているようです。全国レベルでも5教科全てにおいて全国平均を大幅に上回っているようです。塾のトップには市長自身が就任され、運営は市の職員がし、教師は全てボランティアベース、市の予算が年間たったの1,400万円だそうです。600万円から始めて今は1,400万円だそうです。今では、この塾の卒業生が夏期、冬期講座に塾の教師としてボランティアを積極的にやってくれるために地域から戻ってくるそうです。あのまちに住めばよい教育が受けられるといううわさが広がり、子育て世代の人口増につながる一つの例だと思えます。要は当別の名をブランド化することができれば、訪問客をふやすことができるし、居住者もふえることにつながると思えます。

次に、第2の産業育成、企業誘致についてですが、町に人を呼び込む施策、例えば国道337号沿線に先ほども申し上げましたが、ショッピングモールだとか道の駅とかいったものを、こういった案件なのですけれども、町の強みを生かした産業をつくるという点で農産物を生かした食品加工製造業の誘致、ファームレストラン街構想等、具体的提言を申し上げてきましたが、これについては私も議員活動の一環として可能性のありそうな複数の企業に話をしてまいりました。ところが、当別に行けば本当にもうかるのかとか、ほかの地域と比べてどんなメリットが享受できるのかと問われます。当別という町が札幌近郊にあって、おいしくて安全な農産物があり、自然に囲まれて住環境が抜群であること、こういったことはまず案外知られていないということ、そして札幌に非常に長く住んでいる人ですら当別町の立地を知らない人が多くいるのに驚かされました。例えばロイズという全国規模のブランド品の発祥の地が当別町であることを知っている人も必ずしも多くない。あの町にはこんな産業があるのだ、こんなレストランがあるのだ、こんな企業が進出しているのだという当別の名を知らしめるブランド名が私は必要だと思います。森林、水力、地中熱、穀物、将来の再生可能エネルギーの宝庫である、こういったことも知られていませんし、土地も廉価で幾らでも提供ができること、ダムで水もとにかく豊富であること、こういったことを説明して企業の興味を引く試みもしてみました。説得力が弱いのは、具体的な魅力ある企業誘致の条件、制度、場所が示せないことであります。

産業クラスターという言葉をお聞きになるかと思いますが、クラスターというのは集団とか群れとかいうことですが、企業集団が集まっている地域を産業クラスターと言いますけれども、低開発国では外国企業の誘致をするために産業クラスターをつくるケースが間々あります。コアとなる企業が1社でも来てくれると、その関連企業が次々と来てくれてクラスターがずっと埋まっていきます。近隣市町村を差別化できる企業誘致の制度づくりを一刻も早く行って、用地を準備し、全国の企業に発信、企業誘致を図ることが肝要だと思います。円高の状況の中で企業が物づくりの拠点を海外に求めて出ていくのは、ひとえに生産コストを下げ、国際協力を高めるためでありますけれども、日本のすぐれた生産性、労働力、企業倫理等を考えますと、企業立ち上がりのときに優遇税制だとか補助制度による支援があれば十分対抗できますし、また長期的観点、継続性の観点で見れば、もう日本は捨てたものではありません。海外での企業運営というのは私も経験がありますが、そんな簡単なことではありません。経験のない日本企業が海外に出ていっていますが、間違いなくそのうち戻ってきます。そういう企業をぜひ取り込んでいきたい。なかんづくこの当別町は、分野によっては大きな潜在力があると私は確信をいたします。

第3のエネルギーの町を目指してはということ、前回の定例議会での質問ですので、まだ具体的な進捗には恐らく至っていないと思われませんが、中央政府の方針も政権によって変わり得ますので、その動きを十分見ながら注力をしていく必要があります。しかし、原発への依存をゼロにするとか、あるいは一部生かすということはあっても大幅に原発を減らさざるを得ないことは間違いありません。再生可能エネルギーへの大きなうねりは変

わりようがないと私は考えます。その資源を持つこの町は、エネルギー供給プロジェクトの実現のシナリオを早急に策定し、企業誘致に名乗りを上げる必要があります。先週の日曜日のテレビ放送で、たしか6チャンネルだったと私はと思いますが、小水力発電の開発プロジェクトが紹介されていました。岐阜県のある村では、小水力発電で130世帯に電力供給を行うプロジェクトが始まっていて、年間4,000万円の収益をも上げているそうです。埼玉県では、水道の圧力を利用した小水力発電で115件分の電力供給を始めたそうです。水力は1キロワット当たりの建設コストが太陽光の2倍にもなりますので、イニシャルコストは高いのですが、行政の補助金と地域住民の力を結集すれば可能で、水力は一旦動き出すと燃料費がかかりませんから、年月がたてばたつほど有利になります。長期的なメリットがあるということであります。テレビ放送の中で、水は油田を持っているに等しいとコメントしている方もおられました。水力に加えて森林を多く持つこの町は、木質バイオマスの可能性も高く、この町は自給自足、エネルギーの自給自足は言うまでもなく、余剰エネルギーを地域外に売れるだけの資源が幸いにも備わっていますので、規模の点でも優位性を持っていると思います。

以上、これまでの一般質問で私が提言申し上げてきました案件、施策について町長の考え方の進展度、将来構想などをお聞かせいただければ幸甚でございます。

2番目に、少子化対策推進あるいは進捗、少子化対策戦略プランについてですけれども、当別町は平成11年、2万844人の人口を誇っていましたが、その後減少傾向となり、現在は1万8,000人を割り込むのではないかと危惧する現状になっています。全国的に少子高齢化が進んで、多くの市町村でも人口減少傾向にはありますけれども、北海道の中で人口が集中している札幌圏域にあって、この町の人口減少率はどっちかという高いと言わざるを得ないと思います。町長は、子どもを産み育てるといった子育て施策の充実にとどまらず、町の魅力度を上げアピールし、人の移入をふやし、町全体を活性することによって、結果として少子化対策となるということを認識されて平成22年に当別町少子化対策検討会議を立ち上げられ、平成23年度には担当部署である企画部まちの未来推進室を設置され、平成24年度の町政執行方針の中では住民が誇りに思える町をつくり、当別は住みよい町とアピールでき、少子化対策となる有効な事業展開を進めるために少子化対策の戦略プランの策定に着手すると述べておられます。これまでの取り組み方について敬意を表する次第ですけれども、新年度予算編成作業も始まろうとしていますこの時期、策定作業は現在どのような進捗状況になるかを伺います。

私は、このような重要かつ奥行きが深く、子育て、福祉にとどまらず産業、経済にまで絡み合う施策であることに鑑みて、役場内部だけではなく町民や各団体の皆さんにも戦略プラン策定にかかわっていただくことが肝要と考えますが、策定の考え方についてもあわせて答弁をいただきたいと思います。

さらに私は、町の魅力度を上げる施策の一つとして障がいを持つ子どもやその親に優しい町ということも非常に重要であると日ごろから提言をしております。この件に関しても

質問をいたします。さきの新聞の報道で、特定分野の学習が苦手な子どもやじっとしてられない子どもなど発達障害の可能性があり、特別な支援を必要とする児童生徒は小中学校の通常の学級でも推定で6.5%在籍していると文部科学省が行った調査でわかっています。表に出ていない隠れ発達障害の子どもを入れますと10%にもなると言われています。また、幼稚園や保育園でも同様に発達障害のおそれのある幼児やおくれの存在が疑われる幼児が急増していると感じている関係者も多くいることも事実のようです。そういった全国的な傾向の中で当別小学校南側に位置する当別町子ども発達支援センターは、保護者にとっては日ごろより大事なお子さんをしっかり見守り、早期発見、早期療養に努め、適切な支援を実施し、就学などにつなげていくところであり、その役割は大変重要であると認識しています。私は、この発達支援センターはその活動の重要性を確認して、今後の子育て支援を充実させる施策として考えて、町の魅力をアピールする上で当該戦略プランに含まれると思うのですけれども、町長はどのように考えておられるのか、施策の位置づけについて考え方を伺いいたします。

また、センターの運営について、発達障害の早期発見、早期療養から小学校へ移行できる支援体制がしっかりしていることが大事であります。現状の運営方法と将来を見据えた運営方法の方向性をどのように考えておられるのかについても伺います。

最後に、このセンターは平成23年4月、旧当別幼稚園である現在地に移設しましたが、現施設は築40年ほど経過し、老朽化が進んでいることは否めません。昨年来から保護者の方々からより療養環境を求める要望も聞いています。私は、現状認識に立って移設あるいは新設を検討しているものと期待していますが、現在の考え方とその進捗状況について伺います。児童、保護者が利用しやすく、質の高い療養環境の存在は必ずや町の魅力度を向上させる重要施策になると考えていますので、少子化対策の充実という側面から伺うものであります。町長の答弁をお願いいたします。

以上で終わります。

○副議長（後藤正洋君） ここで答弁調整のため5分間休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時33分

○副議長（後藤正洋君） 再開いたします。

宮司君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 宮司議員さんの一般質問にお答えいたします。

宮司議員さんからこれまでに町の活性化のための各種の課題につきまして、さまざまな切り口で整理された中でいろいろな提言がございました。今回は、これまでの提言を大き

く3分類されまして、その中でも議員の中で優先順位の高いと判断されている案件の進捗状況についての質問でございますけれども、まず1点目の人を町に呼び込む施策について、夏至祭に絞っての質問でございます。昨年の9月の定例会での一般質問の際に、今現在当別町で行われているイベントやお祭りは町内イベントの枠を超えておらず、町内、町外への発進力が低いという認識のもとで情報発信の方法を研さんを深めるといふふうに私も答弁したわけでございますが、それは日本でただ一つの夏至祭だと我々は、町の立場の者は口をあければそういうふうに言ってきたのでございますけれども、実際のところ夏至祭もだんだん迫力に欠けてきているということ、そういうことでまた夏至祭そのものも魅力が乏しくなっているということは否めないといふふうに感じておりましたので、これはやっぱり町が余り前面に出るべきでないという考え方で実行委員会をつくっていただいておりますけれども、その真剣力、そういうものをもっと出さなければならないなと、持ってもらわなければならないなという思いがあったので、そういうふうの前段お答えをしたところでございますが、この上でイベントだとか祭り、それから実施主体である実行委員会等と行政が連携してそれぞれの役割を果たしていくことによって、町内の枠組みをも超える行事になっていくといふふうに答えておったのですけれども、つまり町が補助金を出して仕掛けるということよりも実施主体である実行委員会が祭りに関する方々、特にスウェーデンヒルズ地域の方々が大きな声を上げていただくこと、これも非常に大事だと私は思っております。そこに町の行政が携わっていくという、そういう形が必要だといふふうにご考慮をしております。ヒルズにお住まいの議員さんがこの点についてご発言いただいていることは敬意を持って答弁を引き続きさせていただくのでありますけれども、かつてヒルズの住民が公園などは要らないと、あそこに観光バスが来てもらっては困ると、絶対反対、そういう活動があったことがありまして、今ヒルズの住民はこのままだったらヒルズそのものがだんだん、だんだん、つまりカレッジがだんだん寂れていく、そういうふうなことを感じているといふふうに私も思っております。鋭意今先細りになることを懸念されている、そういうことにつきましてヒルズ地域の祭り、当別だけの祭りというところから脱却して町挙げての祭りに仕立てていく提案が必要だといふふうに思っております。

豊後高田市の例が述べられましたけれども、イベントや祭りを実施する観光まちづくり会社を今当別町ではまだまだつくれるとは考えておりませんが、現在町内で実施するイベント、祭り実行委員会の皆さんが一堂に集まって意見交換、意思の疎通を図るということは最重要であるといふふうに考えております。議員ご発議の人が集まる場所は発展するといふ考え方は全く同感でありまして、その実現に向けて先ほどから申しておりますように、まずヒルズ住民の意識を喚起していただくことが重点でありますと同時に、当別町にあって体制づくりを模索するために単にヒルズと町の実行委員会だけではなくて、在札のスウェーデンヒルズの名誉領事館とも相談して、先般スウェーデンに行つてまいりましたときに一緒に何日か過ごしていただきまして、いろいろと話し合われてお互いに検討したことがございますので、そういう名誉領事館の力、それから在札スウェーデン大使館、

私は最近では道教委へ行く都度大使館に職員と寄ってくる人が多いのでありますが、来年の夏至祭などについてはこういう名誉領事館あるいは在日スウェーデン大使館、そういうところと連携して、来年は夏至祭の30回目になるのでありますということを訴えて、それを札幌に向けて、また国内に向けてそういう大使館からいろいろアピールをしていただく。これは、私たちがするのは相当のエネルギーが要りますので、そういう組織をおかりするということ、そして地元は何をやるかと。例えば大使館と支所の連携のスウェーデンヒルズを利用したゴルフのコンペをやるとか、あるいはJRが毎年行っておりますヘルシーウォーキングを大々的に、JRが電化しましたので、電化に乗って当別へ来ていただくと。議員ご発言のとおり、当別を知らない人は本当に今もたくさんいることを私も残念に思っているわけで、JRの力をかりると。

それから、フォークダンス、これは毎年あそこで本当に限られた小さな輪になってしまっていますけれども、昨年も実は当別には今ちょっと休みかけているよさこい、これはすばらしいエネルギーのある団体であります。これも組織を通じれば4つ、5つ、6つとよさこいを全道から集めることができるまだ力がありますし、それから当別自体の当別音頭、これも文科省など、あるいは社会教育などで当別の音頭はもう認証されておりましたので、私は来年の夏至祭までに当別音頭を、できれば来年の4月の1日にダムから水が初めて当別町民に供給される時、その蛇口をひねるとき、当別ダムにたまった水をできれば当別開拓の先祖をお祭りしている神社にまずはお神酒を上げるようにお水を差し上げて、そして配水池だとか、あるいは浄水場などでできるだけ多くの方に4月に当別音頭を踊っていただいて、その音頭を町民の総意によって無形文化財にするようなことも教育委員会に指示しておるところで、そういう人たちも夏至祭にはまた踊っていただくとかいうようなことは当別ができることだと。そういうことをどのようにアピールを広くしていくかということについては、前段申し上げたようなそれぞれの団体のお力をおかりするということで当別のグレードを上げていく、そういうふうなことを考えなければならないと思っております。また当別・レクサンド協会の会長もおかわりになりましたけれども、新しい体制で30年を大々的に行うと。そのために事務局の体力を上げてもらうと。単に当別・レクサンド協会の事務局長さんとか役員さんとかということだけでなく、そこのところもいろいろ皆さんで力を合わせ合えるような体制を磨いていくことに町は力を出させていただきたいというような形で、レクサンド協会の内部的な検討もお願いをしたいというふうに考えておまして、そういうことで夏至祭一つにしても大きな輪になるように、大きなイベントになるように考えなければならないと思っております。

また、たくさんの人を寄せるために観光面でのタイアップとして取り組んでおります飲食店だとか旅行会社との連携、町外のみならず、首都圏でのPRなどについても積極的に、これはふるさと納税、私たちは主としてそれを今随分おかげでいただいておまして、本年度は。そういうもののほとんどを町を宣伝するために、とにかくスウェーデンヒルズにおられる方の文献の中で当別別天地という、あれは本当に私ちょっとした思いつきで、つ

まらない思いつきだったと思いましたが、職員がああいう図のポスターをつくってくれたのでわかりやすくなったと思っております、今では町内では定着しておりましたら、ヒルズにおります有名な方が文献の中であれが1つの当別の、ヒルズが当別のブランドだというふうに、私たちは食べ物とか夏至祭とかだけを思っていたのですが、そういうふうな表現をされて、とてもこれはありがたい応援だと思っております、それぞれ考えてみますとたくさんの応援者がこの町にはおられますので、その力を結集して観光地につきましても素地となる部分についていろいろと磨いていきたいと思っております、最近観光のスタイルの大きな変化のあらわれといたしまして地域特性の訪問者が学習してその土地の人との交流が、その人と交流したりとか、あるいは高度なニーズが生まれて従来の旅行会社が手配する旅行とは異なって地域集合、それから現地解散型の個人旅行が目目される傾向にあります、こういうことも見据えまして観光施策を見直していくとか、それから当別ダムサイドから道民の森の観光ルートの確立、これについてはぜひ道も強く言っておりますけれども、私は札幌市に観光に来た方もだんだん少なくなっている、札幌広域圏の中では札幌市を見に来た人が道内に回るように、また道内に来た人は札幌市に回るようにということが広域圏議会の中でも大きな議題になったり、テーマになって毎年しているわけでありまして、そういうことにつきましても圏域の魅力を本町にある資源を活用するパッケージの提案を求めていく必要があると思っておりますので、札幌広域圏の中でも強く発言をしていきたいと思っております、もっと当別をアピールするようなパンフレットをつくっていただきたい。

例えばちょっと口幅ったいのですけれども、当別ダムができたとき、やっぱり札幌広域圏のそれぞれの首長がみんな全員来ていただくということが私はお願いしていたわけでありまして、それぞれ健康を害されている方とか、あるいはいろいろな支障があって全員が必ずしもそろわなかった。そういうこともやっぱり広域圏議会の中では、日ごろ広域圏観光をしようと言っているのであるから、ああいうダムの完成式ぐらいはぜひ健康である人はみんな来てもらいたいということぐらいは声高らかに次の広域圏議会では議長と一緒にお願いをする、話をしたいというふうに思っております。あるいはまた、旅行雑誌等の掲載でウェブサイトのPRを図っていくためにも観光プランの商品化は大変必要だというふうに考えておりますので、当別ならではの地域旅づくりを目指して町全体で関係団体と、これは小中学生も含めましていろいろなことを模索していきたいと思っております。

次に、産業育成、企業誘致でありますけれども、歳入増と雇用増を図る施策についての質問でございますが、企業誘致は条例制定後3年目に当たりますが、国内社会経済が低迷しております、厳しい状況の中でことし150社の食品会社にアンケートをしましたが、なかなか道内に、北海道そのものに来るといような回答がなかった。これは、前にも増して当別だけではなくて北海道に来るといのがないというのは、やっぱり本当に日本は今景気が低迷しているのだなというふうに私なんか実感する一つのあらわれであったと思っております、今年度も継続して首都圏及びそれから関東エリアに対して意向調査を

続けまして情報の収集をしていきますけれども、当別町は農産物が、実は北海道の農産物という道東のほうの酪農などがそんなことをよくアピール、道内的にはされているのですけれども、その中でもそれ以上に当別の農産物、実はすばらしい点があるのだという、そういう点を強調していかなければならないと、そういう具体的な提案も町で今絞っておりますので、そういうことをやっていこうと思っております、町のセールスポイントを最大限アピールしていくとともに、いろいろ情報を得るために北海道と、それから札幌市と東京事務所など情報交換するだけでなく、全国の当別町出身の企業の方々、随分実は立派な企業をやっておられる方が当別出身の方でもおられますので、そういう方々にぜひ支店だとか、あるいは営業所とかそういうもの、それから金融機関とも連携、町の指定金融機関あるいは町内にある金融機関などとも連携を一層強化して働きかけていく考えております。

また、町内の企業並びに町外からの企業誘致のための制度づくりにつきましては、これまで同様に現行制度を強調していきながら、今後の方向性について社会の動向を的確に捉えて考えていく必要性は高いと思っております。いずれにいたしましても、現在の経済情勢の中では企業誘致は実績がまだ私は残すことができませんでしたので、宮司議員のご発言のとおり人を呼び込む施策の展開、非常に重要だということで考えておりました、ということから町に人を呼び込む施策について関連いたしますけれども、イベントによる集客に対して道の駅的な施策またショッピングモールなど、いわゆる集客施設を国道337号線に設置すること、その必要性について国土交通省、それから北海道、石狩振興局に対しまして強く働きかけて、今年になってから私は強力に石狩振興局などに働きかけてまいりました。その結果、平成24年に北海道が策定した道央広域連携地域政策展開方針というのがあるのですけれども、それに石狩地域で直売所的な情報発信施設の重要性が位置づけられました。俗に言う道の駅です。単に遅まきながら今ごろ道の駅というだけのものではございません。これがしっかりと位置づけられました。これは、平成24年に入りましてから役場挙げていろいろと進めてきておりました、内々に進めておりましたけれども、正式に北海道の事業の中に位置づけられましたので、今後は道と国交省などの協議もあろうと思っておりますし、また現在工事が進んでおります国道337号線の事業展開に向けまして国、道も同時並行して協議を行って、町の構想に対しまして一定の協力が得られることになりまして、現在具体的な協議にこれから入っていくところでありまして、このように集客施設の設置に向けまして本格的なプラン作成段階に向かっております。

これは、本会議で申し上げるのは初めてなわけでございますけれども、今後は集客施設の建設に向けまして繊細な施設の内容等について協議を始めまして、これは補助事業も当て込んでいます、私は。町の持ち出しの倍にしたいと思っております。2分の1補助、いわゆるそういうようなことを模索しております、優良農産物の生産地という、これが本当に当別は優良農産物ができているのだと。私は生まれが農家でありますから、昔からこの町の分国時代も含めまして燕麦なども当別が一番立派なものを出荷していたこと、また

亜麻についても立派なものを生産していたこと、米は見劣りしましたけれども、豆類についてもすばらしいものを当別がいつでも石狩郡部の中で1等から3等は当別のどこかの農家の人が賞に入っていたのはもう歴史の示すところであります。そういうことをここに至ってやっぱりアピールする場所ができるときに農家に誇りを持ってもらって、さらに立派なものを送り出していくことをみんなで連携していかなければならないと思っているところでございまして、肉牛にいたしましても花にいたしましても米にいたしましても、肉牛なども1億円以上の生産農家がありますけれども、最近では家族だけの肉牛家でもすばらしいカレーライスをつくって、試験につくったところ半日で全部売れてしまったと、そういう実態がありますので、私は自信を今深めておりますところでもございまして、米、野菜の種類においては、もう野菜については言うに及ばずでございまして、実際は石狩管内でナンバーワンなのであるということについて当別の消費者すら知らなかったというようなこと、札幌市民も知らなかったということについて一挙に逆転を図れる337沿いの構想の中で展開していく。これには、まことに恐縮ですけれども、やっぱりJA北いしかり、主として当別が中心でありますけれども、これがやっぱり今後画期的な努力をしてもらわなければならないというふうに、これについても農協さんはいろいろな企業をやらなければなりませんけれども、例えば忙しいときに本当に農協さんがお葬式の手伝いをしていることがよろしいのかと。それも経営のためには大事でしょうけれども、私はいつも本当に1週間に1回ぐらいはお葬式があるのですけれども、必ず葬式に何らかでかかわっていくということ、それで収入を得ることの大事さもわかりますけれども、本当に当別の中の農協はもっと違う分野で我々と一緒に、我々というのは町と一緒に、庁舎と一緒に農協は今まで以上に、今までも努力はしてくれていると思いますけれども、今まで以上に違った努力をしようではないかということ、これも強烈にやっぱり私どもから発信していかなければならないときに至ったというふうに思っております。

今後施設整備に当たりまして、国の完成に向けましても農地法だとか農振法などの法的なクリアの問題もありますけれども、営農の資金面も申し上げれば、実際に今度経営の資金面のことを申し上げれば、やっぱりファンドの活用なんかも出てくると思います。これは生産の当別の独特のすばらしいものをつくることは、私どもがお願いをすることでかなりレベルアップすると思いますけれども、ファンドの活用だとかそういうことについては町内の金融機関も努力してもらわなければならないし、特に宮司議員などの経験もこういう形の中できょうのご質問の沿線上でやっぱりいろいろなご指導をいただかなければならないと。議員各位にもいろいろとご助言をいただければありがたいと思っております。そういうまさに的を得た質問ではございますけれども、そういうこともお願いしたいというふうにこの機会に申し上げさせていただきます。

次に、エネルギーの町の目標についてでありますけれども、昨年東日本大震災の福島第一原発事故を受けまして国はエネルギー政策を見直すべく、再生可能エネルギーの特別措置法を実施して水力や太陽光、風力などの再生可能エネルギーの導入拡大、それから原子

力発電依存などについて脱却を目指しておりますが、日本における再生エネルギーは総発電量の4%にすぎませんけれども、水力だとか太陽光だとか、それから風力など再生可能エネルギーというのは今の10倍あるというふうに常識的に言われております。道内でもいろいろな動きがありまして、町村会などもこのことについてはもう何回も協議をしているところではありますが、ところによってはバイオマスガス、木質バイオマスなどにかなり突っ込んだところもあります。木質ペレットが主な利用方法となっております下川町とかむかわ町、足寄町など12ぐらいの町村があって、工場も15ぐらいありますけれども、22年度で4,300トンぐらいの木質ペレットが生産された状況ということで暖房用に利用されております。水力発電では奥尻町、遠別町、それから津別町など14カ所道内にありまして、2カ所が町有の施設ということになっております。

木質バイオマスですが、当別町には2万6,000ヘクタールぐらいの森林はありますが、国有林、町有林、私有林、合わせてあるのですけれども、私たちの生活に欠かすことのできない貴重な資源ではありますが、現在間伐等によって林地の残材というか、残った材が若干ありますが、今の段階ではこの資源を生産し、搬出する仕組みが確立されておられません。宮司議員は、諸外国を知っておられる方ですから十分ご承知だと思いますけれども、木質というのは全部ロボットで林道も全部できて、1本の木にしてもいい木材にできる部分をロボットが決めて、端数の部分はペレットにするための荷づくりをする、その全てがもうロボット化されている。そういうことで初めてエネルギーに採算が合うということでございますから、なかなか先ほど申し上げましたように道内でも、この広い木材王国の北海道でも12市町ぐらいでしかやっていない、しかも金額が4,000万から5,000万ということでございます。現在の段階では資源の生産、搬出の仕組みが確立されていませんから、当別には山があると言われましてもコスト面での課題が非常に多くて、利用者もまた限られて、例えば持ってきたさい、買ってあげますからと言われると当別ではなかなか今すぐというわけにはいきませんが、当別にあるのは何といたしても宮司議員ご承知のとおり水力発電であります。昼夜を通じまして安定した発電が可能でありますし、設備利用率、それから経済性、非常に高くする。特に当別ダム完成によりまして、当別ダムと青山ダムがつながり続くことによりまして放流方式、それで一定流量、これは私も相当実は勉強をさせられましたけれども、青山ダムがあることによって、その下に当別ダムがあると。当別ダム反対という声も一部にありましたが、今はもうほとんどありませんけれども、あの声に潰されたら大変だったと思わなければならないと思います。

このダムが2つできたことは、実は大変なメリットになっているのであります。これは、もうぜひ宮司議員もそういうところを今後も強調していただきたいと思っております。一方的に水を流すことによって発電できる、下にもダムがあるということで上からどんどん流せるという、そういう小水力発電整備が整っているというのは、これは非常に恵まれた場所でございまして幸いといたしております。現在我が町でも当別土地改良区が中心になりまして、国の協力を得ながら町内における小水力発電の可能性について候補地の調査、また費

用効果の分析などをもう既に始めておりました、関係団体と協議に入っております。今のところ役所間の対立がちょっと、これは本会議で申し上げるのもあれですが、ありますが、新しく近々制度が成立するでしょうから、その中で期待できることだと思っておりますし、さらに申し上げますれば当別ダムから道民の森にかけての観光コースに青山ダムの小水力発電が加わりますと、これは本当にヒルズに継ぐ、夏至祭に継ぐ当別の魅力度になるのではないかと私は期待ができる場所だと思っております。それで、ダムに対するイメージアップ、集客力のアップにつながると考えておりますし、単なる再生可能エネルギーの生産だけではなくて人を呼び込んでこれるまちづくりの施策につながると、可能性が大きいということでございます。ダムができれば水代が上がったとか下がったとかということも現実の問題にはあります。それはそれで私たち真摯に受けとめていかなければなりませんけれども、私はいつか申し上げました。泉亭町長よ、その地にある資源は食い潰したら滅びるぞと、日本全国の産炭地がそうであったらろうと、当別には美しいおいしい水があるのだ、これは当別に与えられた資源なのだ、それをただダムをつくって水を飲むということだけでなく、この水資源を活用するのだぞと仰せつかったということを私は何回か申し上げてきたつもりでございます。

きょう私は、宮司議員に申し上げさせていただきます。この資源を今我々は議会の皆さんと一致協力して水資源を使うときが来たということをおもひながら共有すべきだと思うのであります。私は、再生エネルギーによる転換のみならず、人を呼び込む施策の一つと捉えまして実行していく考えであります。いずれにいたしましても、6月の宮司議員の一般質問に際しましてご答弁申し上げましたが、東日本大震災の発生以来、被災地の食料生産が危惧される中、安全、安心な食料生産基地の役割を担うものとして非常に重要と考えております。そのため、本町といたしましても国民生活に必要な不可欠である、そして食とエネルギー、この2つの生産供給体制を確立という本町産業発展の機に人を呼び込むという施策をほうり込む事業展開をしていきたいと考えております。宮司議員におかれまして引き続きましてさまざまな角度から、また議場の皆様にもいろいろアドバイスをいただきたいと思っております。

以上で答弁いたします。

失礼いたしました。次に、少子化対策についてであります。少子化対策戦略プランについてご質問がございましたが、少子化対策の戦略プランは平成24年に策定することと予定いたしておりました。現在素案策定に向けた作業を進めておりますが、役場内の横断的な調整を図るために関係部長などによる少子化対策推進室を設置いたしまして、そのもとで担当者による専門部会を置きまして担当レベルでの検討も進めており、新たな施策を生み出すためにこれまで町として実施してきた少子化対策につながる事業の洗い出しや分析を行っております。また、平成23年3月に町民有志を中心として当別町少子化対策検討会議の提言も参考として、さらに広範囲に町民の方々の考え方を把握するために当別町商工会やJAを初めとする町内各団体で構成する住んでみたい当別町推進会議、それから当別町

商工会次世代育成特別委員会との協議も並行しております。札幌市民に対しましても意識調査、アンケート調査を実施しております。過去に行った町民意識調査の意識のアンケートの分析、それから他都市の子育ての行動計画の策定などアンケート分析をしております。加えまして、PTAや育成会など子どもにかかわる団体との地域団体で子どもを育む支え合い等について意見交換も始めております。住民ニーズが多様化している中で、全てを網羅する総括的なプランではなく、ある程度的を絞って目標を設定しまして効率的、それから費用対効果も考慮して優先順位を決めながら進めていくべきだと考えておまして、この当別町では大都市に接しながら都会にはない人の温かさを感じることができる町でありますので、地域のつながりや支え合い、そういうきずなが実感できる町であるということから、安心して夢の持てる暮らしができる町として私は戦略プランを柱にしたいと考えております。

この支え合うきずなを実感できる優しい町をアピールする施策の一つがご発言ありました発達支援センターの事業であると考えております。それで、当センターは心身の障がいや発達のおくれの見られる児童を対象に、保護者や関係機関と連携を図りながら日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適応ができるように適切な指導や訓練等、療育支援を行っております。平成3年の6月、当別町母子通園センターゆりのこととして開園してから平成23年の4月に旧当別子どもプレイハウス内に移設をしまして現在に至っております。少子化対策戦略プランの位置づけについてですけれども、当センターは昭和47年に建築して40年がたちまして、かなり老朽化が進んでおまして、平成24年4月に児童福祉法の改正に伴いまして障がい児支援強化が図られまして、新たに保育所等での集団生活への適応支援を図る保育所等の訪問支援や就学時の生活能力向上を図る放課後等のデイサービスを実施しているところでありまして、今後障がい児の状況に合わせた支援事業計画の作成などを行って相談支援の実施にも取り組んでいく必要がありますので、非常に優先度の高い施設として位置づけたいと考えております。

次に、運営方法についてであります。平成3年開設以来、町設置の施設として運営しておまして、15年度から23年度までには指導業務全体を委託しておりましたが、24年度からは障がい児支援の強化として療育の充実や保育所等の連携を一層深めるために一部委託を残しながらも町の直営に戻し運営しているところでございまして、この体制として子育て推進課長をセンターとして今年度副センター長兼指導員として新たに職員を増員して指導員に非常勤職員2名を配置して、一部専門職員指導業務を委任します。今後保育所等の訪問支援の拡充あるいは相談支援の体制確立など、公共的な施設をふやしておりますので、当面は直営で進めております。

次に、施設新設についての質問でございますけれども、昨年から本町地区で新たに移設先を検討してきました。優しい町の構築を目指すために、新築に向けて新年度早々に設計業務に入りたいと考えております。今後は、少子化対策戦略プランの位置づけとしてできるだけ早い時期に実施する努力をするつもりでございます。新年度にいずれにいたしまし

でも設計業務に着手いたします。

以上で答弁といたします。

○副議長（後藤正洋君） 宮司君。

○3番（宮司正毅君） 私の提言に前向きなご回答をいただき、大変心強く感じております。中でも夏至祭では前向きな考え方、そしてその体制づくりをしてくださると。それから、国道337号線は道の駅の検討、そしてショッピングモール、いわゆる集客施設をつくるに当たって道、国土交通省とも本格的な検討に入られておられる。水力については、もう今や水資源を使うときが来た、そしてさらにそれを人を呼び込む政策につなげていく、少子化対策戦略プランも前向きに行ってくださいと。特に療養に関しましては優先順位を高く、そして新しい施設も新年度という予算でという非常に心強いお話をいただき、頼もしく感じました。木質バイオマスにつきましては、確かに仕組みもできていませんし、それから搬出のすべがない。逆に言えば、であるからこそこれから雇用を生む一つの仕事だと思いますので、これもまだ今進み方は少しほかのものとの比較においては劣後しているようですが、ぜひ雇用を生むものということで将来のご検討をお願いしたいと思います。

過去200億に達しそうなこういった町の債務をこの十数年かけて140億円台にまで削減してこられたにもかかわらず、ダム completionもあつたし、電化の進捗もしてきましたように非常に前向きな将来を見据えた施策を打ってこられたわけです。これに関しましては、町長の卓越した手腕とそれをサポートされた役場職員諸兄のご努力、そしてまたここにおられます先輩議員の皆さんの全面サポートによってやってこられたわけでございます。これについては、もう本当に敬服の念を禁じ得ません。特に日本経済がこれだけ停滞して、いわゆる財政再建といいますが、縮小均衡を余儀なくされた中でこの町の停滞を最小限に食いとめて将来のための施策を実現してきたこと、これがいかにいかに難しいかということは私も体験上感じます。私自身は民間でございますので、行政の経験はございませんが、経済が伸びていくときに業績を伸ばしたり、いろんな施策をやることはそれほど大変ではありません。こういった逆スパイラルのときにこれをなしてくるということがいかに大変か。

ちょっと私ごとで恐縮ですけれども、私は民間人としてはいろんな中小企業の再建をやってまいりました。行政の経験はありませんけれども、アフリカの国がみんな貧困にあえいでいる、これを大統領の経済顧問という立場で私は5カ国の大統領の経済顧問をやってまいりました。とにかく税収が少なく、先進国の経済援助に大きく依存をし、多額の借金を抱えながら国民を満足させていくことがいかに難しいかということです。国民の要求というのは、聞けば聞くほどどんどん出てまいります。これを全部応えようとする、何にもできないことにつながります。多くの要望の中からどれとどれを選択的に選別し、そして優先順位をしっかりと議論して優先度の高いものから一つ一つ実施していく、これしか私は方法がないと思います。当別町とアフリカを一緒にするなよと多分皆さんおっしゃるでしょう。全く一緒ではありません。まず、人間の質といいますが、勤勉さ、意欲、働く意欲、思考能力、もう全く違います。ただ、こういった縮小均衡の中でどうやってもがき

ながら選別的に発展させるかということが私は日本の今どの町も同じところに地域は入っ
てしまっているのではないかと思います。これからこの町はもう緊縮財政はいいのだと、
もう卒業したのだというふうに言えるほど債務が減っているわけでもまだありませんから、
今後ともまだまだ切り詰めながら、そして優先順位をしっかりと見きわめた上でやっていか
なければいけません。将来のためだからといって何でもかんでもできるわけではありませ
ん。そういう点で、これから特に企業誘致に関しまして今後の進展に当たりまして今まで
の私の経験を生かして、例えばファンドなんかも先ほどご指摘がありましたけれども、少
しでもお力になることがあったら、私も非常に幸せであります。これは、質問ではござい
ません。要望でございますので、ご回答の必要はありませんので、私の質問の一部として
お聞きいただければと思います。

以上で終わります。

○副議長（後藤正洋君） 以上で宮司君の質問を打ち切らせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

次に、通告2番、稲村君の質問であります。

稲村君。

○5番（稲村勝俊君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問
を行わせていただきます。

一昨年、道議会委員会などの中で外資による森林買収問題が質問があり、その後実態が
徐々に明らかにされています。国別では中国、中華系が多く、イギリス領ヴァージン諸島、
ケイマン諸島、シンガポール、マレーシア、オーストラリアなど租税回避地のペーパーカ
ンパニーが多いと言われております。租税回避地、タックスヘイブンといいますが、
低い法人税率や投資家を秘匿する機能を売り物に無数のペーパーカンパニーを呼び込み、
巨大なネットワークをつくって経済活動が行われています。2011年、財務省によると投機
目的による外資の土地買収は全国で3,700ヘクタール、2012年、道庁によると道内の外資
森林買収面積は1,040ヘクタールとなっております。いずれの数値もダミー法人、会社ご
との合併など買収のカウントされない買収事例を合わせると外資の買収は公表数値の数倍
から10倍程度と推測できるようです。

2010年、道は外資所有を把握するため山林所有者へのアンケートを一般企業2,141社へ
郵送しましたが、宛先不明で43%、913社分が返送になり、さらに追跡調査が繰り返され、
最終的に184社、9%が残ってしまい、これら法人を含め道内には総合計約4万ヘクター

ルの所有者不明山林があることが明らかになりました。北海道には不在村地主が多く、その不在村地主の占める面積は全道私有林の55%、全国平均24%で、特に特定を妨げる要因になっているとも考えられ、また税金の徴収など管理が行き届かない要因になっています。倶知安町、ニセコ町では外資から外資への転売が始まり、この2年間で三、四倍の価格になっているようです。外資から外資の転売は外国為替法、財務省法令で報告不要になっており、規制強化を求める意見もある中で、外資の規制強化なのか、活性化推進なのか、議論の分かれるところでもあるようです。外資は森林だけでなく、ドバイのグローバル企業が日高地方を中心に次々と経営不振の牧場を買収し、1,000ヘクタール以上の規模の事業所が運営されているようです。また、西日本の企業の子会社が農業生産法人を2008年に立ち上げ、むかわを本場に1,462ヘクタールの農地を買収し、農畜産業を展開しています。また、道内で自衛隊駐屯地から3キロ以内に外資が所有する倶知安町の土地は3件、109ヘクタールで2008年に相場の数倍で即決、即売した、売買したそうです。このような動きを問題視した道は、自衛隊施設や警察署の周辺林地の所有者に対しアンケートを郵送しました。宛先不明の返送が54件、計579ヘクタール、自衛隊周辺の6企業にはその後もアンケートを数回送り、問い合わせをしたが、所在は不明とされています。

取得するには、それ相応の理由や意図があると考えられています。世界の土地売買の土地法制は、外国人の土地所有に対し防衛策を講じる国は数多く、特にアジア諸国には規制があり、日本以外のほぼ全ての国が外国人に対して規制を設け、自国の圏域を確実に保護しています。これに対して日本国内では、誰でも国籍を問わず無制限に買うことができ、土地そのものの所有に関し国内外の差別は用意されておらず、不動産投資に外資規制がほぼ皆無なのは日本だけのようです。その上、日本における土地所有権、知的財産権は実質的に絶対不可侵に近く、土地という財産を保持することの効力はどの国よりも強いと言われています。本来土地資源は公的な性格を有し、地域や国家の利益につながるよう活用されることが基本ですが、明治以降日本では土地が個人財産資産の第一となり、その私的所有権は非常に強いものになっています。北海道南部の自治体では、2つの水道水源林を中華系外資に買収され、買い戻しの交渉を3年越しで続けられています。価格面で折り合いがつかず、町民向けの飲料水は当面外資から水源地を借り、供給していく方法しかないようです。道での外資による森林買収は57件確認され、そのうち5件に水源取得口がその周辺地域が含まれているのが確認されています。数々の事例が数多く紹介されているように、外資による森林買収が北海道で進んでいると報告されています。当別町においては、どのように実態を把握されているのか、また今後の土地情報の把握について伺います。

本町の総面積4万2,271ヘクタールのうち、特に森林面積は2万6,341ヘクタールで総面積の62%を占めており、国有林2,565ヘクタール、97%、道有林1万337ヘクタール、39.2%、町有林2,370ヘクタール、9%、その他民有林1万1,061ヘクタール、42%の区分になっており、本町は豊富な森林資源に恵まれています。また、水資源の大切さは先ほどの町長のお話にもありました。本年3月に当別町土地利用構想案が示され、森林ゾーン土地利

用に対する考え方の中で水源地における無秩序な土地売買が懸念されてきており、広域的な水資源を保全するために北海道水資源の保全に関する条例において水資源保全地域を指定し、土地所有者に対する適切な監視体制を構築することが示されています。本条例は24年4月1日より条例施行され、石狩振興局管轄では千歳市1地域、石狩市の7地域が10月1日より指定施行されています。条例の考え方は、先人から受け継いだ道民のかけがえない財産である豊かな清らかな水を持続的に利用し、次の世代に引き継ぐため、水資源の保全、水資源周辺の土地が適正に利用されることを目指すと理解しています。10月には長年の悲願でもありました当別ダムが完成いたしました。当別町の条例への取り組み、地域指定の考え方、新築状況など当別町の対応について伺います。

平成15年ころより日本の山間部地域の土地取引面積が急激な右肩上がりに推移をしています。買収目的はさまざまと考えますが、売り渡す要因の一つに昨年の議会での森林議連での研修にあったように産業としての林業が成り立たず、一般的には森林が不当に安く底値と言われている現況にもあると考えます。林地の全国平均価格は18年連続の下落で1973年の水準であり、立木は1980年以降下降を続けています。条件の悪い奥山林地はほとんどゼロ円に近く、立木も伐採、運搬コストがかかるから安くたたかれ、間伐材ならマイナス価格になり、補助金で切り倒した後は運ばず、山にそのまま放置される間伐材の比率は全国で70%となっています。このような当別町の状況についても先ほどの町長の宮司議員に対する答弁の中であったとおりでございます。

9月定例議会において議員提案、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書が全議員の賛成で可決され、森林や木材が果たす役割は社会インフラとしてこれまで以上に重要になってくると再確認されました。今国が進めようとしているTPP参加問題ですが、過度の自由化は国そのものを失うことになるのと木材の自由化による国産材の下落が1つの起因とし、さまざまな森林環境を取り巻く変化で失ったものの大きさの現状が示しています。世界的な水不足がますます深刻になり、2020年には40億人が水の危機に直面するとも予想される中、日本の水資源と水源林が外資の投機対象になっています。海に囲まれ、千数百年もの間外国から隔離され、国境を意識することなく生きてきたため、外国と争うことや意見の対立することさえ避けたがる傾向の強い国民性が日本民族の根本的性格と言われますが、グローバルな時代になっても国境が消えることはありません。冷静な対応が必要と考えています。

次に、体育館各施設において各種スポーツ大会、さまざまなイベントに盛んに使用されており、参加者、運営スタッフ、職員の皆様の支えや配慮でスムーズな運営がなされていると理解しておりますが、大型バスなどの駐車スペースがもう少し広ければ大きな大会などのときに運営整理負担の軽減になり、さらに総合体育館の活用促進が進むのではないかと声を聞きました。白樺公園などを利活用し、駐車場の整備により定住者の促進など町振興の促進も期待できると考えます。総合体育館の活用促進、駐車場整備について伺います。

実は、実現は非常に困難と理解をしていますし、現況の把握が不足していたと考えていますが、このような前向きな町民の気持ちを理解し、現状のできる対応を説明し、理解を得ることで活性化につながることを期待し、質問を終わらせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 稲村君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 稲村議員さんの一般質問にお答えいたします。

まず、北海道の水資源保全に関する条例に伴う地域指定などの質問でございますが、本年完成した当別ダムの背後地の水源林森林地域にあって、札幌、小樽、石狩、広域的な飲料水の給水に伴う重要な保全地域であることは言うまでもありません。これは、もう関係者の共通した認識でございます。私は、稲村議員さんと同じように外国の企業による無秩序な土地取引を抑制しなければならないと懸念していたところでありまして、同条例は水資源保全地域内の土地取引行為を事前届出制にするということで、勝手にお互いに取りできないようになった条例でございます。無秩序に土地取引をさせないように監視する意味合いの強いものと理解しておりまして、町としては指定地域に手続に入りまして、ダムにかかわる水源の対象になる地域全てがもとであると考えまして、当別町の境界がおおむね自体であることは稲村議員さんもおわかりだと思います。つまり当別ダムの水源が境界だということございまして、ダム以北全部という、全域ということを対象区域にするように知事に提案しているところございまして、この区域の面積は大体2万557ヘクタールあって、筆数にして6,507、大体2万ヘクタールぐらいで6,507ぐらいということございまして。提案の段階で土地台帳の不明な所持者とか、あるいはもう既に外国資本の所有と思われる土地はありませんでした。ちなみに、その中に、2万の面積の中に420くらい原野、それから180くらい雑種地ではないかと。こういうところは、農地法とか都市計画法とかの規制がありませんだけに、特にまたいろいろと注意を払わなければならないところでございます。今後縦覧の中で手続を進めていく中で、不在地主等の事実が判明があるかもしれません。そういう場合についても指定後、事前届け出の把握がされていくことになるわけでございますので、同条例が施行されたら当別の場合は全地域が監視下に置かれるということになることは明らかでございます。

少なくとも条例もそうでありますけれども、町民として今稲村議員さん膨大な水不足の話をされましたけれども、そのことによって、適正な水がないことによって、この地球上で毎日3万人から4万人、大体当別の町が2つなくなるぐらい毎日いい水がない、あるいは水が悪かった、病気になったということで亡くなっている事実があるということ、そういうことをやっぱりこの水源地の町のものとしては深刻に考えておかなければならないことであろうと思います。したがって、道の指定地域になって取引できる、規制がかぶったからいいのだということだけではなくて、当別町民はこのダムの周辺で最低不法投棄などを、最低のことですけれども、いろいろダム湖を害するようなことの起きないように町民みんなで監視していく必要があるというふうに思います。議員さんもいろいろ全国政

務調査などで視察されたと思いますけれども、これくらいダムそのものの全景をぐるっと回って見れるとか、ダムの中間を横断できるとか、しかも市街地から近い、こういうダムは日本全国の中に、日本の中にあるダムは4,000からあって、こんな便利なダムはないわけで、それなだけにやっぱり当別町民はこのダムを保全し、監視する責任があるというふうに考えておりますことを申し添えさせていただきますまして答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（山内秀治君） 稲村議員の一般質問にお答えをいたします。

昨年度、総合体育館を会場に開催されたイベント、大会などは合わせて58事業を数えます。総合体育館では、大会などの使用申請に際して使用する備品、機材の内容や数量、来場者の人数や必要とする駐車場について事前の打ち合わせを行っております。この打ち合わせの中で総合体育館駐車場の157台の収容規模を超える利用が予想されるときは、体育館に隣接する白樺コミュニティーセンターを初め、ゆとろ、役場駐車場の利用をご案内しており、したがって町外の利用者にも多数駐車できる十分なスペースを確保しております。現時点では、苦情等の情報はございません。なお、大型バスの場合には総合体育館の玄関前で乗りおりをした後、これら周辺施設の駐車場へ回送していただくことによって利便性の高い駐車場の利用と利用者の安全でスムーズな入退館につながっております。これからも各施設での事業やイベント、大会等の開催に際し、各施設が備える駐車場を相互に活用することで効率のよい施設運営と利用者の利便性の確保、そして稲村議員さんご発議のように施設の利用促進を図ってまいりたいと考えております。また、駐車場の一般町民の利用につきましてでございますが、現在イベントや大会などのときには施設の管理運営に影響がないよう東側駐車場を利用しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 以上で稲村君の質問を終了させていただきます。

次に、通告3番、渋谷君の質問であります。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、水道料金についてであります。水道料金の改定について、水道料を考える場合、一番大事なことは水は命の根源である、そういうことからやはり低所得者、困っている人、そして本当に弱い人の立場でどうこの問題を考えるかということが私は大事だと思います。当別町の水道料金値上げを考える会、このような趣旨でさきに町長及び議長に値上げを決める前に町民の声を聞き、合意を得て進めることを求める陳情書を提出しました。これには600人余りの署名簿も添付されています。私どもが取り組んだ今回の水道料金値上げ問題では、町民の方たちから大きく言って3つの声が出されています。

その1つは、当別ダムの着工から完成、そして来年4月からの供用開始、今回の値上げ案提起されるまで、どれだけ町民にこの水道料の値上げにはね返ってくるということが具

体的に説明されてきたのかどうなのか。そういう点では、ほとんどなかったと言っても過言ではないというぐあいになりますし、そういう意見が非常に多かった。

2つ目には、今回の値上げの提案された中身について、本当に町は行政の無駄を省き、徹底した合理化、そしてまた身を削るような立場でこの提案をしているのか、議会もまた同じように身を削るような努力をしてきたのかと、こういう声が多く町の民から出されておりました。その出されていた中身として具体的なことを幾つか申します。1つは、昨年の大崎支援（義援金）4,000万円、本当に妥当だったのか。例えば札幌市は姉妹都市仙台市への義援金3億円を支出しましたが、当別町に引き直すと300万円、これは人口が100倍、予算規模も100倍、約100分の1の当別町、このことから単純に引き直せば当別町でいうと300万円。300万円でいいという意味ではありません。しかし、具体的に近隣町村の中でどんなぐあいにそういったことがやられていたのかという点でいえば一つの例であります。2つ目は、レクサンド市への訪問団、千数百万円の多額な支出がされました。これについても本当に財政が厳しい大変な中で、本当にどうであったのかということが厳しく町民は見ているし、またそのことについても意見を問うております。3つ目には、今後の想定についても給水人口など甘いのではないのか。人口減少がもっと早く進む可能性、逆に言えば負担も大きくなってくる。そういう点で、例えば7年後以降の問題を含めてどういうぐあいになるのか不安が大きいという町民の声が多く出されました。

そこで、町長にお聞きしますが、現在の値上げ案、石狩市でも同じような水道料の問題については論議、さきの議会でされましたけれども、やはり住民からの署名やその他があって一定を検討して値上げ幅を縮小すると、そういう状態がとられましたけれども、当別町では少しでもこの陳情書にあらわれた町民の声を反映して考慮する意思があるかどうか、この点を伺いたいと思います。このことが1つであります。

それから、2つ目は町営住宅入居者の声、アンケートの結果についてであります。9月の議会で私の質問に対し、9月24日、もうアンケートは回収済みだと回答しておりました。その集約結果は現時点で出ているのかいないのか、出ているのであれば答えてほしい。きのうの産業建設常任委員会の中では、一部このことに触れた町の説明がありました。その点も含めて具体的に町営住宅入居者からのアンケートの回答は30%そこそこ、約3分の1からのアンケートの回答率というお話がありました。私どもも水道料の問題について、公営住宅にも入っているいろいろ説明した中で、アンケートのことについても多くの入居者の方が話しておりました。役場のほうからアンケートに答えてほしいと何回か電話もあったし、そういう中でお話も出ていた。しかし、私が対話した何人かの入居者は幾ら補修を頼んでも予算がないということで断られている。そういう点でいえば、何回言われても無理だということを言われている中でアンケートだけ出したってそんなもの意味がない、何回言われてもそれはアンケートは断ったという方が何人かおりました。住宅の総合プランのアンケートも大体同じ率で回収されているようですけれども、それは一般の住民の人たち、町民の人たちからのアンケートですから、回答が一般的に本人からの意思でアンケートが

回答されると。しかし、公営住宅、町営住宅の入居者は特定されているわけですから、そういう点ではいろんなつながりの中で、あるいはいろんな要望を聞く中で当然町からお話ができる、あるいは進めることもできる、そういう状況だと思います。そして、私が聞いた中でも何回かぜひ出してほしいのだということと言われた人がいて今のようなさきの話になったのですが、私はこの意味で本当に3割強の回答についてどう考えるのかということが1つ。

もう一つは、同じくきのうの産業建設常任委員会でお話がありましたし、またあすのこの本会議で提案されている議案の12号に当別町の町営住宅の整備基準に関する条例の内容についても実は説明を受けました。私は非常に大事なことが、当別町の条例が提案されたなと思いました。今私がお話しした中身に触れるようなことも実はその新しくつくられる条例の中で書かれております。それは、その3条の中で良好な居住環境の確保として、町営住宅は安全、衛生、美観等を考慮し、かつ入居者にとって便利で快適なものとなるよう整備しなければならない、非常にすばらしい内容が書かれております。しかし、残念ながら当別町の公営住宅、町営住宅、本当に押しなべてやはり私は置いてけぼりにされていると。そのように考える場合、本当にそこの施策はおくれているというぐあいに感じます。また、新しくつくられるその条例の第6条では敷地の安全等で、敷地には雨水及び汚水を有効に排出し、または処理するために必要な施設が設けられていなければならないと、このようにも書かれております。私が町営住宅に回った中で本当に若い奥さん、子どもが非常にせきが出てきて大変だと。その原因がいわゆる雨が降ったら、みんな住宅の下のほうにその雨水が入ってしまう、湿気がいつもひどいのだと。したがって、その湿気の状態の中でうちの子どもも非常にぜんそくが治らない、こういうお話もありました。私は、その湿気が強いのがぜんそくにどう結びつくかというのは医学的には余りよくわかりませんが、しかしそういった状況が町営住宅の中であるとしたら、やはり私は本当に町営住宅そのものの施策について、このアンケートの結果を本当に生かしていく、生の声を聞いていく、そのことがこれからつくろうとしている長寿命化計画の柱というか、基本にならなければならない、私はこのように考えて、私が町会議員に当選してから毎回議会の中で町営住宅問題について欠かさず質問をしてきている、そういう趣旨でもあります。ぜひこの点について前向きな回答をお願いしたいというぐあいに思います。

それから、1つ抜けておりました。町営住宅の最後ですが、第8条にはいわゆる防災、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない、というぐあいにも書かれております。今雪が、またことしどの程度雪が降るかわかりませんが、しかし昨年のある大雪の中で町営住宅の中は何か入っている人が急に救急車を呼んだり、あるいは何かあった場合でも車が中に入れないという状況があるから、何とかもっとその点で手を打ってほしいという声も何回か聞かれました。私は、そういう意味でも今度の整備計画、町営住宅の整備条例についてはこういったものをきちっとやらなければだめなのだよと、町みずからこれを課すと、そういう条例が今検討され、あすの中で提案されます

けれども、本当にそれに恥じないような中身をつくるためにもアンケートの結果について、もう集約してから3カ月近くなりますので、その結果についてお知らせ願いたいというぐあいに思います。

私の質問の最後ですが、もう半年ちょっとしたら町長選挙の改選時期を迎えます。前回町長選時では、泉亭町長は第一声で今期限りなので、最後のご支援をお願いしたい、そういうぐあいに訴えた経過があります。しかし、あと半年後に控え、さまざまな意見が町の中ではあります。次の出処進退、どういうぐあいに考えているのかということも多くの町民の方から声が出されております。もう半年後に控えた今日、町長は訴えたこの自分の公約と言えるかどうかわかりませんが、このことの政治姿勢についてどう考えているのかということ、それとも再度出馬する意思があるのかどうなのか、半年後に控えた今日、その態度についてお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

以上で私の質問は終わりますが、今回取り上げられなかった監査制度については今後の議会の質問の中でぜひ取り上げてやっていきたいと思っております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（高谷 茂君） ここで休憩とし、午後1時から渋谷君の質問に対する町長の答弁から再開をいたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

渋谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 渋谷議員さんの一般質問にお答えいたします。

最初に、水道料金に関する件でございますけれども、本件については昨年9月、本年の6月、9月、それぞれ定例会で同じ趣旨の一般質問をいただいております。既に3回されておりますが、去る11月16日、水道料金を上げる会の宮本代表と明るい当別をつくる会の中西会長から役場に文書が届けられています。渋谷議員は600名の署名が添付されていると言われました。実は、この文書が役場に届けられる前に私の自宅に電話がありました。その内容は、水道料の署名の件で家へ来て説明するから上がらせてくれと言われたので、早く帰ってもらうために玄関で署名して帰ってもらったというものでありました。また、署名はしたけれども、私の本心でないから、どうか町長、状況を察してくださいという人もおりました。さらに、親しい知人が来たので、文書を読まず署名した後で友人からその内容を聞いてびっくりした、町長並びに当別町に失礼な文面であることを知ったので、できれば捨ててほしいと電話がありました。この電話は、3つ目の電話は直接私が受けまし

た。前のは家族でございます。私は、代表者にお会いしたいからということが前段あったので、代表者にお会いしたいということで都合のつく日を示すように職員に指示しておりました。自分の外勤、出張等がありましたので、そういうふうに対応しております。職員は7日間から2週間、最初は7日、次はちょっと間を置いて2週間前後の日程をいろいろこの間この日、この日全部おるということではなく、たくさんの日を指示をしたにもかかわらず、代表の方は改めて日程を調整するのは忙しく難しいということで、そのとき文書を置いて帰られたと、私は職員からこう報告を受けております。その後、産業建設と総務文教厚生合同常任委員会に傍聴されたいのですが、面会を求められませんでした。あのときは私の後ろにおつたいのですが、1人は私は存じ上げている人ですが、あとの人は存じ上げないし、私に積極的にそういう、私も拒否する態度はとった覚えはありませんけれども、面会を求められませんかというようなこと。私はその署名簿を、陳情書なるものを確認、よく見ましたところ、小中学生と思われる人の署名も数名ありました。また、札幌市の住所の記載された人も数名いました。その他本人ではなく、私並びに職員が見てもこれは代筆だと思われるものが非常にたくさんありました。同一人で複数人の署名をしている人、代筆はよしとしても複数人で署名しているなどの方も見受けられました。そういうことから、私はお会いすると申し上げてもなかなか積極的に会ってもくれないということでしたので、これは普通の町民から今まで私に対する陳情書というのではなく、町政に対する一種の批判活動というふうにとめましました。渋谷議員ほどの方が同じことを4回も質問するのでございますから、当然町民の一部の方にある町行政あるいは議会活動なども含めて町政に対する批判の代弁と私は真摯に受けとめさせていただきまして、私も地方自治の原点からこの際、本会議場で少し述べさせていただきたいと思いません。

地方自治は、民主主義の産みの母であり、育ての親であると言われております。古代ギリシャアテネの広場に住民たち全員が集まって政治のやり方について相談したり、スイスの牧場に村民が、村人が輪を描いて集まったりしたのは最も素朴な地方自治の姿と言えましょう。これは、日本に民主主義が入ったちょうど私たちが小学校になったころから教科書に書かれていたことで、今日本におられる方のほとんどがこういうことから民主主義を学んだと思います。町議会は、いわゆる町民の広場ですが、スイスの村のように全員が集まることはできませんので、町民の皆さんから選ばれた代表者である町議会議員が町民のいろいろな要求や希望を町政に反映させ、また誤りのないように行政が常に民主的かつ能率的、しかも公正に執行されているように監視し、注視し、町民の意思を代弁する議決機関として役割と機能を十分発揮する期待がされているのでございます。したがって、町議会はこの期待に応えるべく常に町民の立場に立って積極的に議会審査を行っております。審査を行っております。また、毎年必ず全員が委員になり決算審査特別委員会を何日も開かれております。審査の結果、その年の収支や行政執行内容についてこの11年間、当別町は全て満場一致で承認されております。当別ダム建設の重要性を地方自治の意思決定の手續によ

りまして求めてきた当別町は、ダムそのものは町民の意思決定を正式にとって進めてきた当別町は、当別ダムの着手決定のときに当別町議会においてダム対策特別委員会を設置して委員会を106回も開催し、恐らく当別史上最長の委員会だったと思っておりますが、そしてその都度、必要の都度再三本会議に報告し、本会議の報告は町広報あるいは議会だよりなどによって30年間以上にわたって町民に周知せしめ、また石狩西部広域水道企業団議会も当別町議会議員が構成委員となって参加して必要の都度報告をしてきております。長い歳月を要したとはいえ、もとよりこの時期に水道料金を議論する状況にはないこと、またダムの建設費については直接水道事業の負担はないことは当別町議会議員に当選されたました渋谷議員は当然理解されていることと思えます。

町費の無駄と言いましたが、そういうふうに言いたいのか知りませんが、大崎市への義援金、渋谷議員は当初町民の中に町長、おまえ勝手に出したのかと、町長勝手に出したのかという者がいると議会で声高々に私に質問をされましたが、専決処分案は議決されまして、その後の決算審査特別委員会では満場一致でこの件は承認をいただいております。これは当然の結果と思っておりますが、今さらまだ大崎市への義援金について理解されていないような発言があった件は、議会制度からも道義上からも私は聞き流すことができませんので、この際申し上げます。当別町は、岩出山伊達家10代当主、邦直主従が蝦夷地開拓に渡って切り開いた町であります。旧岩出山町とは古くから官民双方で交流を深めてまいりました。岩出山町が大崎市との合併をする前に、平成17年11月28日だったと思えます。当別町へ札幌から岩出山発の特別列車で60名の甲冑姿で佐藤仁一町長らが来られました。私は、当別駅の自由通路に当別町民の思いを私たち町民は北条時頼の詩境に沿い、春流高くして岸のごとく、細草コケよりも青し、小院人至ることなく、風来たつて門みずから開く、つまり岩出山町が合併してしまつたら当別との交流が消えて寂しくなるという思いを伝えていたが、甲冑姿で大勢の人が来られたので、心が晴れたという意味の詩文を、岩出山と当別はともども未来永劫親交を誓い、来し方を悟り行く末を断じ感無量なりと私の言葉も添え銘板に書かせていただいて、60名の名と写真入りで当別駅自由通路に飾らせていただいているのであります。平成18年8月28日、私は大崎市誕生後、初めて同市役所を表敬訪問し、伊藤康志市長と遠藤議長と懇談し、旧岩出山町時代と同様、今後も交流を深めていくことを確認し合つたのであります。前日、大崎タイムス社長、伊藤卓二氏が米国カリフォルニア州のハートネル大学の名誉学位受賞祝賀会に私は出席したのであります。この件もさきに渋谷議員は、そういうことがあったことを知っていないのかというような意味の質問を私にしたことがあります。そういうこともしないでお金だけでと言いたかったかどうかはわかりませんが、私はその日間違いなくこのように出席し、大崎市のトップに両市町長が握手をして、これからも末永く交流していこうということで大崎市は報じておつたのであります。その式典が終わる前にこの機会と思って私は鹿島台や田尻地域の冬水田んぼなどを視察し、旧岩出山時代の交流に感謝を示したのであります。これに対して伊藤市長は、広い市になったので、合併して大きくなったので、当別との交流の話

題もできた、拠点となる岩出山地域との交流をさらに広げたいと言われ、がっちり握手を交わし、交流の継続の発展を約束したのであります。今市長は、最初に当別との縁深い岩出山の当別の歴史を語る建物を復旧の第一に上げているのであります。福島県の復旧のおくれが国民の間で心配されている中で、姉妹都市の大崎復興プランにいささかでも協力したことが今何で当別町民の異議があるものでしょうか。私は、当別町議会は賢明な判断をしていただいたと改めて感謝の気持ちでいっぱいでございます。

また、ことし9月、レクサンド市との姉妹都市交流25周年記念事業の町費は、町議会で1,071万円で予算案が満場一致で議決されたので、私は早速職員ともども北海道や市町村振興協会から680万円ほどの補助金をいただいてきております。さらに、参加する個々の団員の方、また町外の篤志家からこのときのお土産あるいは相手方に対する記念品数百万円相当町はご寄附をいただいて、この事業にいただいて大勢が記念事業に参加しております。当別町の名を広め、実を高めることができたレクサンド交流協会並びに当別町議会の多大なるご理解に改めてお礼を申し上げる次第でございます。

町は、行政の無駄を省いているかと言われるような意味を示しておりますが、当別町は町村合併が不調になるや否や町行政の再構築プランを立てて、あのとき本当に全職員はかつて岩出山が自分の里を離れて当別へ来たとき、あのときはこんな思いだったのだろうかと思いました。町幹部職員が本当に本当に身を削るような行政再構築プランを立てたのであります。平成13年度の一般会計予算規模は136億円でありました、一般会計だけで、特別会計はまだあります。平成24年度、その136億円が今ことしの春皆さんに審議いただいたのは76億円、ここまで削減しているのであります。例えば職員費、平成13年度は20億円を超えておりました。今15億円台であります。実に4分の3の給与で、それで職員は朝、きょうのような日は自分のうちの除雪をして役場へ来て除雪をして、公共の建物の掃除をしたり除雪をしたり当番で行っているのであります。ほとんどの町民が町職員が公共の施設の除雪をしたり掃除をしたり、そういうことまで輪番でやっているということは知っていただいていると思いますから、あえて申し上げておるのであります。町の町債の残高は197億円ありましたが、平成24年度末には62億円減少して135億円になる予定であります。恐らくこうなると思います。しかしながら、一方で財政、借金を減らしたと言っているけれども、積立金を取り崩しただけだという声があったのを私は言われた人もそういう声も確実に自分の耳に残っておりますが、町は積立金最低5億円でありましたが、基金積み立て5億円だったものを今現在14億円くらいにふやしておるのも事実であります。しかしながら、それでも実質公債費比率は道内で悪いほうからいまだ15位、そして将来負担金は悪いほうから11位、したがってこれからも財政運営は油断なくしっかりと進めなければならないのであります。

当別ダムの水道水路の確保のため、人口想定について前段述べたとおり、過去の議会の中でそれぞれ首長が将来の北海道、札幌市、石狩市、小樽市、当別町の水量について科学的に社会的な情勢を考慮して、例えば文化の程度が進めば進むほど1人の水道水の使う

量がふえてきた歴史がありますし、いろいろなことをあわせて考えて、町も何回も何回も変更しつつ、私は町の基本構想にあわせて決められた現在の当別町の飲料水の想定決定については間違いであったというふうには考えておりません。それぞれその時期に最大の努力をしたものであります。渋谷議員は、当別ダムの試験湛水の状況視察会には議員各位や多くの町民が参加されておられましたけれども、行かれたかどうか、渋谷議員のお顔を私はあの地では見ませんでしたけれども、当別ダム完成式には北海道知事からご案内があり、席まで用意しておられましたのに渋谷議員の席はあいていたのは私は目の当たりにいたしております。あのとき当別ダム建設の責任者で当別ダム所有者である北海道のほうから当別側の適正な維持用水量、洪水調節の量、農業用水量、そして水道用水量について、当別ダムの重要な案件について正式な報告がなされました。それらは全て国が認めているものであり、水道用水が多過ぎるとか不足だとかいう疑問は誰もあのとき持たなかったのであります。渋谷議員も承知のとおり、当別町上下水道事業運営委員会より水道料金の見直しの諮問に対する答申に当たって、素案に対し広く町民から意見を聞くためにパブリックコメントを実施しながら、同時に水道事業出前講座を9回開催しておりますし、議会に対しても早い段階から町の考え方を示しながら議論をいただくなど全てが民主的な地方自治活動の中で進められてきたのであります。すなわち、当別町の水道料金の見直しを一部の勢力や町民600人の意思だけで決定できるものではないと考えております。全町民の代表である議会で最終的に決定されるべきものなのでございます。

次に、町営住宅入居者アンケートの結果についてのご質問でございますが、ご発議にありました町営住宅の長寿命化計画策定業務に伴うアンケートの調査集計結果について、幾ら修理を頼んでも補修を頼んでも町は予算がないからできないということばかりだったので、ばかくさくてアンケートもできなかったとかいうようなことを言われたようでありますけれども、例えば屋根の補修など大規模な修繕工事については担当職員から入居者に対して、その方に対して計画的に進めていることをご説明申し上げて理解が得られている旨報告を受けております、私は。それから、水回りなどの小規模な修繕については入居者から連絡を受けて適宜修繕を行っております、幾ら補修を頼んでも予算がないからできないなどということはないというふうに町職員から報告を受けております。ぜひ渋谷議員におかれて本当にそういう実例があるのであれば、ぜひ私の町長室のほうにでも結構ですから教えてください。また、窓ガラスの補修など入居者みずからが修繕しなければならないことなどは、そういうことは求められるケースがありましたけれども、それはその都度担当職員が説明を申し上げて、これはそういういきさつであれば申しわけないけれども、ご自分の負担によるものだということで対応しているということでありまして、そのような中で当別町営住宅マスタープラン及び町営住宅長寿命化計画の策定に当たっては、多くの町民のご意見をお聞きし、その結果を反映すべくアンケート調査を実施しており、進捗状況などの報告についてもこれまでどおり適宜行ってまいります。

ご質問の集約の結果についてでございますが、さきの産業建設常任委員会において報告

いたしましたが、回収率は町営住宅の入所者については当初非常に率が低くて26.1%、期日まではこういうことで、ほかの一般住宅の方は32.6%、しかも世帯数も非常に多い町営住宅は436、一般世帯は7,285、そういうところで32、また民間の借家に住んでおられる方の回答率は43.7%で、圧倒的に町営住宅に入っておられる人が少な過ぎる。そこで、担当職員が声かけに随分歩き回ったのであります、渋谷議員さん。そういうふうにして担当職員が声をかけながら回収率のアップに努めるのに多少時間がかかりましたけれども、最終的には32.3%までご協力をいただいておりますことは所管の委員会でも報告申し上げておりでございます。したがって、ご指摘のアンケート調査の報告が遅いのではないかということについては、そういう状況を勘案しながら、それもできることならこういう形で公表をしないで上げるほうが良いというふうに職員は考えておったということでございます。

次に、最後に私の任期後の問題について質問がありました。これは前にも答弁しておりますけれども、我が国の地方制度というのは選挙制度もあわせてもうかなり熟達した民主主義のルールに定まっているわけでありまして、昨年9月だったと思っておりますけれども、答弁したとおりであります。同じようなことを何回も聞かれる意図がわかりません。もう少しお話しすればよいかもしれませんが、現在国政選挙の最中でありまして、今はどんなささいなことでも、ちょっとしたニュアンスでもいろいろ利用されたり、またご迷惑をかけたりにつなるといけませんので、この質問には答弁を控えさせていただきます。

以上で答弁いたします。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） それでは、再質問いたします。

まず、水道料金値上げを考える会の署名ですが、水道料金を上げる会ではありません。値上げを考える会という形で正確に受けとめていただきたいと思っております。それから、その評価をめぐっていろいろな評価が町長から言われました。その中で、私も直接ぶつかったケースとしては目が見えない方が、不自由な方というか、おられまして、ぜひその趣旨に賛同したいのだけれども、自分は書けないと、ぜひ渋谷さん、かわって書いてくれないかということと言われて、正確に有権者の何分の1だとか何だとか選挙人名簿に登録されているその資格に基づいた請願署名や何かであればそれはもう別なのですが、いわゆる陳情書ですから趣旨が生かされれば良いと思って私は1件その方にかわって、では私が代筆してあげますねと、いいですねと言ったら、ぜひお願いしますということでありました。ですから、それがどの程度あったかということはもちろんわかりませんが、こういった運動の中でやられていることですから、そういった意味でただ評価をおとしめるという立場でいろいろなことを言われたかと思っておりますけれども、しかしそれは趣旨としては僕は違うのではないかといいに思いますし、大事なことは何か出前講座も含めて町の水道の担当の方が苦労しながら1年以上も前からこのことについていろいろ説明されてきた

という趣旨については私もご苦労さんと理解できます。同時にまた、それは町が進めているいろいろなダムの問題、あるいは浄水機場の問題、あるいは西部広域水道事業団からの受け入れの問題、購入価格の問題、そういう中で努力をしてもこれだけどうしてもかかると、そういう中で町としてはこんなぐあいに考えているという、その考えていることについての説明を中心とした出前講座であったと思うのです。ですから、その中で町が持ち出すお金、その他を含めて本当にそれが適切なのかと、もっと町民の声としてはこういういろんな声もあるのではないのかという声を聞くということが私は行政にとっては大事なことだというぐあいに思います。そういう点からすれば、この水道料金値上げを考える会、また私もずっと言ってきた件についての一番大事なこと、町長との関係でいえば何が違うのかなと今聞きながら感じておりました。

それは、私は端的に言ったら町長が広報の11月号で書いてある当別ダムができた、JRも電化した、当別駅前通も完成した、その上医療大学も10階建ての校舎ができた、町民みんな万々歳だと。感謝することばかりだけれども、しかし浮かれてばかりはいられないと、町長の日記はそのように書かれております。私は、何で浮かれてばかりはいられないと書いたのかなと思いました。今町民の暮らしや本当に生活の問題、いろんな状態、年金の問題をとってもまた切り下げられる、消費税もまた上げられる、1月からは震災の税金も新しく加わる、そして賃金は本当に厳しい状況だと。商売も大変、本当に多くの町民がそういう大変な中で毎日生活をしている。その人たちに思いをはせて考えた場合に、私は水道料金の問題を1つとってもやはり命の根源ですから、本当にその水道料、確かに9.7とか何百円とか、そういうぐあいに言えばそれはそれで我慢できるかもしれない。しかし、それだけではない今の状況、町民の置かれている状況やそのことでの悩みや苦しみの問題、そこに思いをはせて浮かれてばかりはいられないというのであれば、ああ、いい町長さんだな、こういう町長を持ってよかったなと私は本当に思います。しかし、中身でいえば防災計画を1つとって何にもやっていない、もういつどうなるかわからぬ、大変なことになる、そういうぐあいにそれには書いておりました。私は全くそのとおりでと思うのです。

私は町営住宅によく伺います。要望も多いです。本当に今にも崩れそうな集合煙筒です。そして、この間も床がすぼっと湿気でもって抜けておりました。その工事をした業者の人たちも来ておりました。渋谷さん、こういうひどい状態なのだよと、私はそれを見させてもらいました。やっぱりそういうことを考えたら、本当に今当別町が住民の命や暮らしを守る、そしてまた一番直接責任を負っている公営住宅、町営住宅に対しての手だて、そういう泉亭町長は4,000万も出すわけですから、もっともっとあの震災のときにどうぞ北海道当別に来てくださいと、公営住宅もこうやってあります、立派なのありますからぜひ避難してくださいと言いたかったと私は思うのですけれども、そのことは町長の口からは聞けなかったというぐあいに思います。それは当然だと思います、そういう実態にはなっていないですから。だから、そういう点で私はもし違いがあるとしたら、浮かれてばかりはいられないというその考え方の基本になっているところの違いが町長と質問をしている私

との違いなのかなというぐあいには思いましたが、その点について1つと、それからやはりこういった大崎の支援の問題あるいはレクサンドの問題、こういう声がこの子どもが対話した中で多く町民の中から出されていましてよと、そのことでの紹介をしているわけなのです。ですから、その点は誤解のないようにしてもらいたいというぐあいには思いますし、また町民のそういう声に真摯に前に向けて考えてもらいたいというぐあいには思います、その点について今言ったようなことで町長はどう考えるか、その点を質問したいと思いません。

それから次に、アンケートの結果ですが、これについてたくさんの声を聞こうということで担当者の方たちが町長言うとおりの大変苦勞されて何回も電話をかけたつもりという事は私も聞いております。そういう中で発言もさせてもらいました。そういうご苦勞と同時に、本当になかなか町営住宅に入っている人がアンケートを答えないという理由については何かという問題、そこに実は厳しくやっぱり町が考えなければならない問題が含まれているのではないのかというぐあいには私は思うのです。言ってもやっぱりなかなかやってくれない。そのアンケートに答えたってまた同じことだと、もっとそんなのは悪いのだというような気持ちを持っている、そこにやはり町が町民に対する思いをきちっと応えていく、そういう立場でのアンケートの回収や結果についての気持ちをやはり私は持つべきではないかというぐあいには思いますし、また今回町営住宅等の整備基準に関する条例の内容についてと今現状の当別町の公営住宅の問題についても指摘をしましたが、その点についてはどう考えるかということが答弁に抜けておりますので、ぜひつけ加えてお答えいただければありがたいと思います。

再質問は以上です。

○議長（高谷 茂君） 渋谷議員に申し上げますけれども、その最後のはまだ提案されておられませんから。

○4番（渋谷俊和君） あした提案になる。

○議長（高谷 茂君） それについて今町長へ答弁を求めるということはできませんから、それをまず理解をしていただきたいことと、それから最初のほうの質問のほうで大崎の義援金、レクサンドの予算などについて町民の声をどういうふうにとめるかという質問はここにありませんので、よろしいですか。これは、水道料金についてこういう声があったという声に対して、それを考えてどういうふうに町長の気持ちを聞くというのが主流でして、新たな質問になります。ですから、これも質問としては受けられません。

町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 議長さんのおっしゃるとおり、私は渋谷議員さんの再質問について、質問がどういうことなのか、できれば議長さんおまとめくださいと申し上げようと思っておりましたが、そういうことでしたら今のところ答弁する必要はないというふうに感じております。

○議長（高谷 茂君） 渋谷氏には再々質問の機会があります。

○4番（渋谷俊和君） 何か今町長と議長のやりとりを聞いたら、よく見えないところがありますか……

○議長（高谷 茂君） 整理させていただいたのです。

○4番（渋谷俊和君） それで、町営住宅のアンケートの件で、私はやはり今いろいろ提案されているそのものがどうかこうかというのはこれから稟議する、あしたの中でやることですから、そうではなくてそこにあるいろいろな町営住宅に対する考え方について、現状との関係でどう思っているかという点についての質問をしたいと思っていますので、その点ご回答願いたいと思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） あす本会議で提案する条例の中で十分ご審議をしていただきたいと思います。私は、従来は定例議会、予算案などを先に審議していただいて、最終的にそれでなおかつ提案された議案でも触れられないし、一般質問というのは流れだったと思いますが、今回から一般質問を最初にやる、そういう場合はこのように先に自分の気に入らない議案審議させられるから、一般質問のところでいろいろなことを十分聞いておきたいという場合が起きるかもしれないということはひそかに懸念しておりました。そのようなことに、悪い方向に行かないように、あすは私が提案する審議の中で担当職員も含めまして十二分に審議していただく時間もありますので、そのときに渋谷議員の質問をどうぞしてください。よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で渋谷君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告4番、島田君の質問であります。

島田君。

○13番（島田裕司君） ただいま議長のお許しをいただきまして、一般質問を通告に従いまして行いたいと思います。

まず最初に、少子化対策の戦略プランに着手したかという案件でありますけれども、この件につきましては先ほど午前中、宮司議員さんから同様の質問がございました。少子化対策の戦略プランの進捗状況、その他の質問がありました。私も重複するところがかかなりあるというふうには自覚しておりますが、若干違う視点から同様な質問をいたしますので、そういう趣旨でお聞きをさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、少子化対策の戦略プランに着手したかということで質問いたしますが、町は昨年の9月、少子化対策の名のもとで当別町の魅力度アップの施策展開を考える専門部署、まちの未来推進室を設置いたしました。今回この部署の設置は私が感じていたことは、私は将来のまちづくりを見据え、少子化対策を初めとする施策で人口減少に歯どめをかけたり、若い世代の人を町に呼び込み、安心して子育てができる、あわせて活力ある、そして魅力あるまちづくりを目指す、そういうトータル的な施策をプランする、そういうところ

がまちの未来推進室の設置の目的だったのだなというふうに町長の所信を聞いて感じていたところでございます。そういった意味で、10年後、20年後、中長期的な視野での施策を総合的かつ戦略的に組み立てることが、そのプランを組み立てることが戦略プランというふうに理解をしておりましたが、町長の所信表明を何度も何度も読み直しましたが、またきょうの宮司議員さんの答弁等も聞いておまして、どうも私の思っていた戦略プランとニュアンスは同じかもしれませんが、ちょっと違うのではないかなという私の認識の違いだと思いますので、改めて町のまちの未来推進室を設置した目的とこの部署は何をする専門部署なのか、再度確認のためにお伺いをしたいというふうに思っております。

町が今言っている端的に言いますと戦略プランとは、少子化対策のプランなのではないのかなというふうに聞いて感じております。私は、町の魅力度アップ、総合的な施策をつくるためのプランかなというふうにちょっと、そういう認識だったものですから、その辺のことを改めてお伺いしたいというふうに思います。

また、少子化対策のこれまでの取り組みは、先ほどの宮司議員さんの答弁である程度わかりました。また、新年度は発達支援センターの設置に向けての設計等に入るという答弁もあったわけですが、いわゆる少子化対策の戦略プランはさきの答弁で平成24年に策定することになっているというふうに答弁をされたと思いますけれども、平成24年度、あと何月かしか残っておりませんが、平成24年に戦略プランは策定できるのかどうか、その辺のことを改めてお聞きしたいというふうに思っております。

また、新年度は戦略プランの取り組みについて、あわせて少子化対策のこれまでの取り組みと町の言う戦略プランはどの程度着手されているのか。いつまでに策定し、戦略プランによる取り組みはいつごろ実行されるのかという、こういう趣旨でお伺いいたしますので、ご答弁をいただきたいと思います。その中で、特に新年度は戦略プランとしてどのような取り組みを現在計画しているのか、その辺もあわせて質問をしたいというふうに思います。

次の項目ですが、政策評価委員会の外部評価を反映できる体制になっているかということについて質問をさせていただきます。町の政策評価は、平成14年度より事務事業評価を中心として行ってまいりましたが、その後町職員が実施した内部評価をより客観性や透明性の高い評価にするため、平成18年度より当別町政策評価委員会を設置し、外部評価制度を導入し、実施しております。平成21年度からは、この外部政策評価委員会は第5次総合計画の政策評価をも実施し、本年度は6月に町が総合計画推進にかかわるアンケート調査を実施した結果等を踏まえて、4つテーマとそれにかかわる9つの政策を評価対象として選定し、評価されました。そこで、お伺いいたしますが、平成24年度の政策評価委員会の外部評価報告書が11月の中旬公表されております。12月の町広報でも取り上げられておりますが、町はこの外部評価結果を今後どのように検討し、活用していくのか、この点についてお伺いをいたします。

また、おとといですか、政策評価の集計表等が議会のほうに配付されておりますけれど

も、町民にわかりやすい政策評価になっているのかどうかという、そういうこと、そして何のための評価なのか。もっと住民にその政策評価をする趣旨を説明したり、特に外部の政策評価委員会の評価報告書の評価や意見が最終的にどのように新年度等の政策に反映されるのかどうか、その辺がどうも昨日いただいた評価の集計表を見る限りでは不明確ではないかなというふうに感じております。担当部局による1次評価、そして総務部長、課長あるいは企画課長、美しいまちづくり課長とか未来推進室の課長とか、そういう6人による2次評価をされている。そして、政策評価委員会、外部の8人の委員による外部評価があって、最終的には町長、副町長、教育長、各部長さんらがそういう最終評価項目を設置して外部評価を含めた中での視点から総合的に評価をしていると。そういう内容の集計表をいただいておりますけれども、私はこの政策評価の最後の最終評価というのはやはり外部評価をされた委員の人たち、少なくとも政策評価の外部評価の委員長さんをそういう中に入れてでの政策評価制度という最終評価をすべきだというふうに考えておりますけれども、これらの評価の制度も私は改善すべきと思いますけれども、この点についても質問をしたいというふうに思います。

以上で質問といたします。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため20分間休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時23分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

島田君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 答弁調整のため大変時間を費やしましておわび申し上げます。

最初に、少子化対策についての質問でございますが、未来推進室の目的は子育て、福祉といういわゆる子育てに対する少子化対策のみならず、町の将来を考えた重要な施策を実施するための部署でございます。戦略プランとは、少子化対策プランの中の町の魅力度アップの施策のための中という質問でございますが、町の魅力アップをするということが行く行く少子化対策としての効果があらわれるというふうに考えておるものでありまして、少子化対策のこれまでの取り組みにつきましては戦略プランの策定前ではありますが、平成24年度に先行した新たな取り組みとしては町外の子育て世代に来ていただくことにつながるための町の魅力PRパンフレットの作成、町外の子育て世代を呼び込む町内利用が可能な割引券を発行する事業の少子化推進室支援事業、それからおむつがえ、授乳ができる場所の赤ちゃんのほっとステーションの設置、それから2歳未満の乳幼児がいる家庭へのおむつの廃棄に係る支援としての町指定ごみ袋の配付、それから地域での子どもを育むた

めの意識啓発としての少子化セミナー、それから札幌市民対象アンケートやこれまでのアンケート調査を再分析等を行う住民意識調査、これらを実施または年度内に実施予定しているところです。

次に、実施しているのかという質問ですけれども、いつごろ実施するのかということの質問ですけれども、現在プランの策定中でありまして、予算にかかわることも多くありますので、申し上げる段階ではございませんけれども、宮司議員の答弁に申し上げた発達支援センターの新設につきましては早期に事業着手に努めております。この政策評価についてでございますけれども、これは平成14年から政策評価を我々は始めたものでありまして、当時全事務事業を町職員の仕事を全部洗って、それが町民の目線に合っているのかというところから始めたものであります。始めて1年で15年に合併協議が始まりましたので、一時中止いたしました。そして、これが不成立に終わったことから16年から再開をいたしまして、事務事業の精度を今度高めて始めまして、18年からは内部だけでなく外部評価が必要と考えて、外部の人に入ってもらって導入する形で始めまして、21年からさらにこれをランクアップいたしまして施策評価のほうに取り入れることにいたしまして、この時点で2万人規模の町で施策評価まで入れるという自治体はまだなかったというふうに認識しておりますが、かなり注目を浴びたわけでございますけれども、総合計画の進捗を自主的に主眼に置いてどう推進するかということで政策評価に当たったわけでございまして、この評価にかからない施策事業については新年度の予算にも予算がつかないと。つまりこの辺からよく政治的に町長だけが考えたこと、あるいは特定の議員が考えたことがある日突然予算化されるというようなことがやっぱり起きてはならないということで、そういうことで政策評価を強めてきたわけでございますけれども、外部評価という仕組みがあって、外部評価の意見が本部会議の本部長が中心になってやったところで外部評価の話を聞いて、それで結論を出して、そこで十分予算に反映されるということでございます。

次の外部評価の委員長を本部会議に入れてはどうかという意見でございますけれども、現在外部評価は通年委員会を開催し、事務の仕事をするような審査委員の機関ではありませんので、総合計画推進の観点から評価して意見を伺う諮問機関でありまして、そういうことでまた現在の評価体制は町レベルでの行政執行における機動性を発揮するのに適していると考えておりますので、大きな見直しは考えておりませんし、それぞれの立場で評価を行い、意見を持ち寄るというところに意味があるものと考えておりますので、外部委員を本部会議のメンバーにすることについては先ほど申したように考えておりませんことをご理解いただきたいと思っております。

この評価制度については、かなり斬新的なことをやったわけですが、だんだんなれになってくると結局は町長に取り入れるかとか、あるいは町長の考えだけが優先されてくるということになってはならないということで外部評価を入れました。したがって、外部評価はあくまでも外部評価ということで、その外部評価の距離を置いたところからの意見を、それをまた内部審査で十分審議して、それが結局予算につながっていくことが多い

ということで、これは町民の意見が反映されていくことになっていくということで、当初始まった内部審査だけでなく外部審査を入れることによってより公正な、適正な評価を期待するというところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 島田君。

○13番（島田裕司君） 再質問をさせていただきます。

まず、少子化対策の戦略プランというものはどういうものかということで再度確認のためにお聞きいたしました。いわゆる少子化対策のための戦略プランだということはわかったわけであります。そこで、私の質問のちょっと趣旨と聞き方が悪かったのかもしれませんが、平成24年度中に少子化対策の戦略プランは策定できるのか、今年度中に。それに対するちょっと答弁が明確でなかったと思いますので、その点については再度質問させていただきます。

素案については、さきの答弁でもある程度できているように答弁されておりますし、そういった面で今年度中にその戦略プランはできるのかどうか、その辺を質問いたします。

また、来年度以降どういう取り組みをするのかということについては、発達支援センターの関係では取り組みの話がありましたけれども、それはまちの未来推進室の事業なのかどうか、その辺もまちの未来推進室としてどういう新年度取り組みがあるのかというふうにお聞きしたつもりですので、その点もご答弁をいただきたいと思います。

あと、戦略プランにつきましては、私は先ほど宮司議員さんの答弁を聞いたのでは24年度に戦略プランは策定するというふうに聞いたものですから、そういった意味ではまちの未来推進室という室は特別な部署ですね。重要課題を解決するために設置したとすれば、それは戦略プランができた時点で私はその機能が終わるのかなというふうに理解するのですけれども、その辺の認識がどうなのか。ことしで戦略プランは策定しましたと、もちろん未来推進室としての機能がそこで終わるのかどうか。また、25年度も推進室という形の組織を残して今度はどういうことをするのか、その辺がちょっと明快でなかったように思います。というのは、なぜ室という部署をつくったのか。それなら、まちの未来推進課でもいいわけですから、だからそういう庁舎内の横断する施策を調整するという、少子化施策に対するそういう横断的な施策をつくるという部署であるというふうに思うのですけれども、その戦略プランが今年度でできるのであれば、それにのっかってあと各原課の部署がそのプランに沿って施策を進めれば私はいいのかなというふうに思っていますので、来年度そういう組織改革をするつもりもあるのか、あわせて質問をしたいというふうに思います。

あと、政策評価に関してですけれども、町長は今外部評価の報告書、私の質問は外部の政策評価委員会の報告書をどのように検討して今後の評価等に活用していくのかということですが、総合的にそれは最終本部でそういう意見もあったということで評価していくのだというお話でした。ただ、十分そういう意見を聞いたということなのでしょうけ

れども、それが最終的な報告書、一昨日いただいた中身を見て、なかなかそれがどこにどういうふうに反映されているのか。例えばこれは町で配付していただいた平成24年の政策評価結果という、こういう資料がありますけれども、ここでまとめとして政策評価委員会、これは外部評価、これについては各テーマごとに関連する施策を関連部署がどのように連携して取り組んでいるのかという幅広い視点での評価を取り入れたと。そのため、これまででない角度から町の施策を評価することができ、新たな問題点や課題を見つけることができたというふうに、こういうふうにまとめで外部評価に対するまとめの文書があります。だから、これが最終的に出された大きい政策評価の集計表、こういう表の中で総まとめとして1次評価ではどうです、2次評価ではこういう評価です、判定はどうです、そして外部評価の欄はただ4つのテーマの9つの政策のうち該当するところだけ丸印をただしているわけです。丸印して、そして最終評価を町長を本部長とするメンバーで評価して意見をつけて判定がどうだとか、この政策評価の集計表だけ見ていると外部評価がどのように最終結果になったのか、その辺が非常に見えてこないと。ですから、私は外部評価の意見を十分取り入れて今回評価できたというのであれば、こういう集計表の中に今回お願いした4つのテーマ、それらをこの集計の表の中にちゃんと閉じ込めて、そして評価すべきだなと。そして、そういうことを公表しないと、これが本当に内部だけの評価と何ら変わらない評価につながっていくのではないのかなというふうに思っております。

具体的に言いますと、これは一昨日配付された外部評価委員会の報告書があります。ここでも……

〔発言する人あり〕

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時41分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

○13番（島田裕司君） 前段の質問と重なっているという点については、平成24年度に戦略プランを策定するというふうに言われていると思うのですが、それが私の1回目の質問の中では答弁が出てこなかったものですから、戦略プランを24年度に策定を終えるのかということ、それと戦略プランが策定できた後はそういう戦略室……

〔発言する人あり〕

○13番（島田裕司君） そうしたら、それは後で。ちょっとどこまで質問をしたか、こっちがわからなくなってきたので。

外部評価の報告書が本当に最終評価にどのように活用されたかというところを質問いたしました。そうしたら、十分それは意見を頂戴して評価していると、そして最終評価の本

部にもそういう委員長、私を入れてはどうかというものについては、それは今後も入れないつもりだという答弁だったと思うのですけれども、ではことし出された外部の政策評価委員会の報告書で言っているような4つのテーマ、9つの施策については各部署を横断した政策評価をしているのです。そして、町もそういう横断的な政策評価をしていただいで十分そういう効果があったというふうに言っているわけですから、だから政策評価の集計表の中にはどこにどういう形でそれが外部評価してもらったので、こういうふうになったのだというそこが抜けていないかと。これは、平成23年の評価と同じやり方ですよ。外部評価はしましたというただ丸をつけるだけ、該当する項目に丸をしているだけです。だから、それではわからない、この政策評価をする意味が違うわけでしょう。そういう外部の町民の評価をいただいて、それを……僕はだからそこを、だからそれがせめてこの政策評価、施策についても評価していただくというのであれば、この政策評価の集計表の中に閉じ込めて外部の評価はこうだったと。そして、外部評価と同じ評価を庁舎内部でしないと意味がないと思うのです、結論から言うと。政策評価の外部の評価では4つのテーマごとにやっています。それで、具体的に農と観光の連携についてとか、子育て世代を対象とした移住促進施策についてとか、あるいは少子化対策について、少子化の具体的な政策についてはこうあるべきだと、そういういろんな外部評価の報告書が出ているわけですが、それと同じスタンスで1次評価、2次評価もどこかでそういう評価をしないと、結局は外部評価だけそういう意見だったというだけで、だから目に見えてこないの、そういうことを改善する必要があるのではないのかということなので、そういう趣旨ですので、ぜひそういう趣旨のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時17分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

島田君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 議場の皆様に大変時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、島田議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、質問は戦略プランは24年度に策定ができるのかということについてがあったと思います。これは、既に宮司議員に答弁したと重なるので、答弁は控えさせていただきます。

それから、未来室の新年度の取り組みはということ、それから未来室の策定後機構は見直しをするのか、それから外部評価の政策評価について反映されているかというような趣

旨のご質問だったというふうに受けとめました。したがって、まちの未来推進室は少子化対策担当のほか、移住促進にかかわる業務が本年4月より所管しております。少子化対策業務では、各課や団体の調整の戦略プランの策定を主としておりまして、直接事業を実施する部署とは考えていません。しかしながら、意識啓発事業や町外者を呼び込む契機となるような事業としてパンフレットの作成や少子化セミナーの開催など平成24年度の継続的な事業について予定しております。そういうことでございまして、まちの未来推進室は当面存続いたします。

次に、外部評価の策定評価に反映されているという点でございすけれども、政策評価の集計表ですけれども、外部評価の丸印、委員会に差し上げたもの、それについていると思ひますけれども、それについては字面で盛り込まれているものではないのでありまして、別冊の報告書の中には整理したものでありますし、また広報でもお知らせをしているところであります。したがって、外部評価ヒアリングの欄で部間で横断的な形で行われているものでありまして、成果は各課でフィードバックして次につなげるものでありまして、繰り返しになりますけれども、外部評価は総合計画推進の点から町民の目線から、そういう目線からの意見で提案をいただいているものでありまして、外部評価委員が仕分けにかかわっているということではございません。委員自身もそういう立場にはしないでくれということで、町職員がいろいろ評価し合ったものについて外部から見た意見を言うということでこれは行っているものでありまして、A、B、Cとかというふうにつけなければならぬとか、プランや外部評価の人を町の政策評価の中に一緒に入れて委員にするとかいう協議をやるということでは我々の目指している政策評価にはならないので、この点については外部評価の人と理解し合っていることとさせていただきます。

以上で答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 島田君。

○13番（島田裕司君） 再度政策評価の今の集計表の関係の点で質問をさせていただきます。

私が言ったのは、最終的な政策評価集計表の中に外部評価の結果がどのように反映されたかわかりやすくすべきでないのかということで、A、B、Cとかそういうことをつけろという意味で言ったのではないのです。1次評価、2次評価、最終評価、いろいろ意見が具体的に載っているように外部評価についてもこういう意見があったとか、こういったところは見直すべきだと、そういうのは単に丸、ここは外部評価をしてもらったというだけでなく、この表に載らないのであれば後ろのほうにそういうテーマごとの集計したものを載せたり、あとは庁舎内でそれと同じ評価をすべきでないかと、そういうことを私は言っているのであります。ぜひそういうことの改善に向けてしていただきたいというふうにはこれは強く要望をしておきたいと思ひます。

また、今の答弁では外部評価の委員については、そういう評価まで自分たちに任されたら困るとか、そういうことを言われているという、今初めて聞いたのですけれども、平成

18年に当別町の政策評価委員会条例というのがちゃんと条例であります。これは、所掌事務で委員会は町長の諮問に応じ、次に挙げる事項について調査及び審議を行うと。政策評価の実施及び制度に関すること、その他町長が政策評価実施上必要と認める事項と。だから、町長がそういうことを外部評価の委員に諮問すれば、これはできることなのです。だから、町長にその意思があるのかどうかということ聞いたわけでありますので、要望はしますけれども、ぜひ答弁いただければ答弁をしていただきたいと思います。

また、政策評価の最終評価を行う場合、政策評価本部会議に先ほども言いましたけれども、改めて外部評価委員のメンバー、例えば委員長さんを加えて、私はこれは公開でそういう会議をすべきだというふうに思いますけれども、これについても要望いたします。それで、その要望に対して町長の考えをもしいただけたらいいので、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 本来の一般質問の通告と私が文書で見たものと今質問されていることと相当変わっているものですから、それで私としては、例えば外部評価のことについても今評価の性質についてご質問がありました。それに正確に答弁させていただきたいと思います。要望だけでは失礼だと思いますので、なお休憩をいただきたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時33分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

島田君の再々質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 再々答弁にまで至りまして申しわけございません。私は、島田議員さんの一般質問で政策評価委員会の外部評価を反映できる体制になっているかということでございますが、当然なっているというふうに思っております。先ほど担当の者に聞きましたら委員会でも一部だけでなく全てこの資料を、政策評価のこの資料を全部出しているということでございまして、確かに丸しかついていないのはおかしいのではないかと。うご指摘があったわけでございますけれども、この表をごらんになっていただければわかるように、これにさらに長く外部評価委員の意見を書く欄ということになると欄が長くなって書けませんので、この部分については外部評価委員のことについては別のページにきちっとこういうふうに2ページ半にわたって書いてあるわけで、我々はこれでいいというふうに思っておりますし、これはホームページにも公開していることなので、いいと思っております。そこでなかなか答弁がどういふふうにお答えしたらいいのだから

うと、真剣に質問もいただいているしということであれしましたけれども、結果的にこう
いうふうに書いていることは見づらいという議員の皆さん、島田議員さんは見づらいとい
うことのようにございますけれども、あえて申し上げますならば外部評価委員の皆様が、
町職員でもない方が本当に600からの私たちが評価している事業をわかっているだろうか
と。私は、外部評価委員さんはそれはわからないと思っていますので、あくまでも外部評
価委員というのは一定の学識のある方で町政に関心を持っておられる方で町民の目線に立
ってどうかという形で概要について、また部分的には詳しいこともあるでしょうけれども、
そういう判断をいただくことで十分だと。役場の者だけでやっているものでないというこ
とでご理解がいただけるものだというふうに思っているものでございますので、今直ちに
ご質問があったからこの表に書き足すというような形で、丸ではないという形にする時点
はそうないとは思いますが、再々のご質問でございますから、そういう形にすることがよ
いかどうか、また委員の皆さんが本当にそういうことも望んでいるかどうかということも
今後考えていきたいと思っております。きょう直ちにそのようにいたしますとは申し上げ
にくいのでございますけれども、全面的にお断りするということの再々の質問でございま
すから、尊重してもうちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

以上で答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で島田君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時より会議を開きます。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 3時37分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成25年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第4回当別町議会定例会 第3日

平成24年12月14日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第 1号 平成24年度当別町一般会計補正予算（第4号）

第 3 議案第 2号 平成24年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第 4 議案第 3号 平成24年度当別町水道事業会計補正予算（第2号）

第 5 議案第 4号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議案第 5号 当別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準及び介護予防のための支援の基準に関する条例制定について

議案第 6号 当別町指定地域密着型サービスの人員等の基準に関する条例制定について

議案第 7号 当別町指定地域密着型サービス事業者等の指定等の基準に関する条例制定について

議案第 8号 当別町道路の構造の技術的基準に関する条例制定について

議案第 9号 当別町道路標識の寸法に関する条例制定について

議案第10号 当別町における高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例制定について

議案第11号 当別町における高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例制定について

議案第12号 当別町営住宅等整備基準に関する条例制定について

議案第13号 当別町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例制定について

議案第14号 当別町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について

第 6 議案第15号 当別町水道事業等の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 当別町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

第 7 議案第17号 財産の取得について

閉 会

午前10時00分開議

出席議員（16名）

1番	山田明君	2番	古谷陽一君
3番	宮司正毅君	4番	渋谷俊和君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
9番	神林俊一君	10番	岡野喜代治君
11番	市川正君	13番	島田裕司君
14番	竹田和雄君	15番	柏樹正君
16番	後藤正洋君	17番	高谷茂君

欠席議員（1名）

12番 桐井信征君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
財政課長	江口昇君
企画部長	増輪肇君
美しいまちづくり課長	熊谷康弘君
まちの未来推進室長	舘田博道君
情報課長	二木勝義君
住民環境部長	森田至君
住民課長	武井英子君
環境生活課長	中出徳昭君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	辻野幸一君
子育て推進課長	佐々木由紀夫君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	三上晶君
建設水道部長	堤和弘君

建設課長	高松悟志君
上下水道課長	吉尾雅昭君
代表監査委員	米口稔君
教育委員長	白井応隆君
教育長	山内秀治君
教育部長	小山久夫君
管理課長	山田敏行君
社会教育課長	中谷茂実君

事務局職員出席者

事務局長	滝本隆志君
次長	五十嵐一夫君
主幹	小川義則君
主事	浦島卓君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員16名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程ですが、さきにお配りをした日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

6番 石川和栄君

7番 白杵英男君

を指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(高谷 茂君) 日程第2、議案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(泉亭俊彦君) ただいま議題となりました議案第1号 平成24年度当別町一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに9,396万4,000円を増額し、その総額を78億4,087万円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、3ページに記載の「第2表 債務負担行為の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものとしていたしましては、障害福祉サービス給付費として7,770万3,000円、財政調整基金積立金として3,172万1,000円、太美保育所業務委託費として905万6,000円などを増額し、その財源としていたしましては国庫支出金2,584万1,000円、道支出金1,635万円、

繰越金5,015万円などを増額し、措置いたしました。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第3、議案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第2号 平成24年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに132万1,000円を増額し、その総額を24億2,006万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、総務費10万円、保険給付費394万4,000円を増額し、前年度繰り上げ充用272万3,000円を減額するもので、財源といたしましては国庫支出金122万1,000円、道支出金10万円を増額し、措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定

いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第4、議案第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第3号 平成24年度当別町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において原水及び浄水費160万円、配水及び給水費236万2,000円を増額し、支出総額を3億6,432万2,000円といたしました。

次に、資本的支出において上水道費415万4,000円を減額し、支出総額を6億403万2,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、議案第4号から議案第14号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました議案第4号から議案第14号までの関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

いずれも地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に係る法律が平成23年5月2日及び同年8月30日に公布されたこと等に伴う条例の一部改正及び制定についてであります。

最初に、議案第4号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてありますが、当別町都市公園条例においては都市公園の設備基準及び公園施設の設置基準に関し、当別町営住宅管理条例においては入居者資格の一部に関し、当別町下水道条例においては公共下水道の構造基準及び終末処理場の基準に関し、所要の改正を行うため、それぞれの条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第5号 当別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準及び介護予防のための支援の基準に関する条例制定についてありますが、地域指定密着型介護予防サービスに従事する従業員の人員、事務所の設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関し基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第6号 当別町指定地域密着型サービスの人員等の基準に関する条例制定についてありますが、指定地域密着型サービスに従事する従業員の人員、事業所の設備及び運営に関し基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第7号 当別町指定地域密着型サービス事業者等の指定等の基準に関する条例制定についてありますが、地域指定密着型のサービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定並びに地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員に関し基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第8号 当別町道路の構造の技術的基準に関する条例制定についてありますが、町道の構造に関し技術的基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第9号 当別町道路標識の寸法に関する条例制定についてありますが、道路標識の寸法を定めるため条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第10号 当別町における高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例制定についてありますが、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関し基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第11号 当別町における高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例制定についてありますが、高齢者、障がい者等の移動の円滑化のために必要な公園等の構造に関し基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第12号 当別町営住宅等整備基準に関する条例制定についてありますが、町営住宅等の整備に関し基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第13号 当別町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関す

る条例制定についてであります、準用河川にかかわる河川管理施設等の構造に関し技術的基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第14号 当別町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定についてであります、水道事業布設工事監督員の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関し基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

以上、議案11件につきましてよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 議案第12号、当別町営住宅等整備事業に関する条例の提案がありました。これは、公営住宅法に基づいて国がその整備する関係の条例の指導だと思えますが、非常に具体的に大事な内容があると思えます。特に第3条、一般質問でもちょっと触れましたけれども、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない等々、敷地の安全、雨水及び汚水とか、いろいろな面でかなり基準が条例の中に書かれておりますが、現状に照らしてもこの基準が具体的に成立した場合、当別町として今現状の状態等を含めてどんなぐあいに現状認識考えておられるか、その点をちょっとお聞きしたいというぐあいに思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 建設課長。

○建設課長（高松悟志君） ただいまの渋谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、条例制定についてでございますが、いわゆる一括法にかかわる新規の条例制定ということでありまして、国の関係法令等を参酌して国の基準どおり制定するものでございます。したがって、条例制定後は関係法令はもとより、条例を遵守して住宅整備に当たるということとなります。議案の238ページ、経過措置にも記載してありますとおり、従前の部分につきましては従前の例ののっとなって行うということでございますが、今後の住宅整備に伴いまして大規模な修繕ですとか建てかえ等があった場合は、この条例基準をもとに整備をしていくというようなこととなります。

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号から議案第14号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第4号から議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第15号、議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、議案第15号、議案第16号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました議案第15号及び議案第16号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第15号 当別町水道事業等の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。当別町青山中央地区簡易水道事業を平成25年3月31日をもって廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号 当別町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。当別町水道事業は当別ダム completionにより長年の課題でありました恒久的な水源を確保することができ、また老朽化した浄水施設は石狩西部広域水道企業団に参画することで多額の費用をかけ更新する必要がなくなりますが、今後水道管の更新費用、水道水の受水費及び受水に伴う不要となる水道施設の撤去費などによる経営経費が増大し、企業努力と一般会計からの繰入金だけでは収益不足となることから、当別町上水道事業運営委員会からの答申内容などを踏まえ、本水道事業の経営健全化を図り、水道料金を改めるため及び当別町青山中央地区簡易水道事業の廃止に伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 水道料の改定の議案なのですが、議会としてもこの間、本来ならば9月の議論だったと思うのですが、一定の議論が進められて議会でも議論になりました。住民からもいろいろな意見がありました。この間、合同委員会も開かれたのですが、この際せつかくの議案の関連で町長に1点だけお尋ねをしたいのですが、その前段今までの経過を見ますと、やっぱり1つは明らかになったものがあると。12年間の財政計画の中で負担をできるだけ少なくということで、いろいろ工夫されて6年間の形を持ってきた。家庭用、12年であれば19.7%の引き上げになるのですが、前半のほうで家庭用については10%を切るという形での9.7%に抑えるようなそういう提案、諮問に対する町の姿勢も示されてきたと。それから、ちまたで低所得者に対する対策ということで、当別でとっている従量制はそのまま堅持したいというお話もありました。それから、今町長が言われたように相当な高料金の関係もあるので、交付金付きの制度を使ってやるということと、あわせて一般財源からも一程度必要だろうということも示された。こういうことの中で、さらに住民への説明がやっぱり必要だということもあって、議会もいろんな団体との懇談

会も行われて、町長がきのう答弁されたようにこの問題は今まで水道料金の関係ではいろいろな物議を醸すというか、表現は悪いのですが、議論になってきたという点では今回は町長自身が民主的なプロセスをとってきたというふうにきのう言われましたよね。そういう意味では、努力をされたと私も一定評価をしたいと思います。

それから、議会が何をやってきたということもきのうちょっとあったので、これについては議会側の努力もやっぱり町の一般会計からの繰り入れの問題、それから水の需要をふやす努力の問題、それから施設の再利用によるコストを下げる問題、それからメーターの検針の問題、これは難しいということがあったのですが、それから企業用の営業の問題についてもいろいろ意見を伺う機会までつくって、そして理解は一定議論されてきたということで、私は不十分ながらも町長が今までダム必要性を当初は言ってきて、札幌市の問題、企業団の問題もずっと言われたのが当初だったのです。そのうち自分たちのところをどうするかということの議論に変わって行って、そして最終的には議会も100回以上と言われましたが、議論をされたことが広報にも載った。住民にも一程度、不十分だけれども、知らされていった。町もこの間ずっと毎月のようにこの問題では特集を組んで広報しているという、こういう努力はやっぱりさらにそういう努力をしていることを住民に知らせていく必要が私はあると思うのです。だから、今回の値上げの案を一つの契機として町民にどうさらに理解を深めていくかという町長の決意を1つ聞かせていただきたいのと、それからやっぱり何といっても大もとである道や企業団のコスト削減に向けての自治体としての町長の努力、今までも説明の中で決意を言われていますけれども、議会も必要だと思いますが、町の改めてそういうところに対するいろんな制度の活用も含めて引き続いて今後きつくなるとは思いますけれども、その努力等について町長にお尋ねをしたい。町独自の企業努力ももちろん必要ですから、あわせてこれらについての町長の今後に向けての姿勢を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 柏樹議員さんのご質問でございますが、先般来この件につきましてはいろいろな会議の中でそれぞれお答えをさせていただきましたけれども、柏樹議員さんの質問についてはさきの合同委員会でもお話がありましたので、本日お答えさせていただきますと思いますが、今後の町民に対する説明に関しましては、これまでも申し上げてきましたけれども、この議会で決定されました後、水道の料金につきましては町民の方に

さらに詳しく細かく説明することが重要だという認識をしておりますので、各町内会長あるいはまた各企業関係の方とも相談をいたしまして、その方々の可能な限り議会のこれまでの議論など、またご意見など、ご助言などを十分踏まえて説明に努めたいというふうに考えております。会議の回数、説明会あるいは小グループ、そういうことも聞いてくださる方の都合を聞いて可能な限り積極的に説明に努めたいと思っております。その中では、水道事業の運営につきまして今まで相当別の水道会計は経費節減に努めてまいりましたが、引き続き一層薬品などに至るまで経費節減を努めるようにはしていきたいということを含めて説明し、今後水道会計については自主的に経費節減に実を上げるような運営の仕方をしたいというふうに思っております。

また、ご質問ございました石狩西部広域水道企業団に対する要請につきましては、供給の単価を一円でも低くしなければならないと思う観点から、運営費の削減につきましては企業長の専任職から構成団体の首長への転職について人件費が大幅に削減できると思しますので、このことに至るように協議をしたいと、提案をしたいと思っております。また、企業団議会につきましても経費の削減という意味では定数なども今自治体ごとに、当別は2人ですけれども、完成しましたら運営だけですと各自治体1人、2人程度でよいのではないかとこの提案を実はある市長とはもう話しております、この点は2人の間では合意に達しています。そんな形で、その辺についても水道企業団の中で十二分に議論してもらつつもりでございます。また、浄水処理が安定しましたら、そこの薬品などについては相当研さんをさせていただきまして減少するような体制、それらを中心に経費の節減を運営費についても委託とかいろいろな形がとれると思しますので、十二分にそのことについては経費節減を図るように尽力したいと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で質疑を終了いたします。

討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 討論を省略して、議案第15号、第16号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第15号、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、議案第17号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第17号 財産の取得につきまして、提案の説明を申し上げます。

平成18年度に導入した現行の住民記録、町税並びに国保業務等を処理する基幹行政システムは、システムを構成している情報機器等が老朽化していることから、現在使用している情報機器等の後継機器として北海道市町村備荒資金組合からサーバー機器、末端機器及び周辺機器等の新たな情報機器の譲渡を受けるもので、取得金額としては5,985万円に平成25年度から平成28年度までの利子分の39万6,616円を加えた額であり、これらの財産を取得するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第17号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

以上で平成24年第4回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時47分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成25年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員